

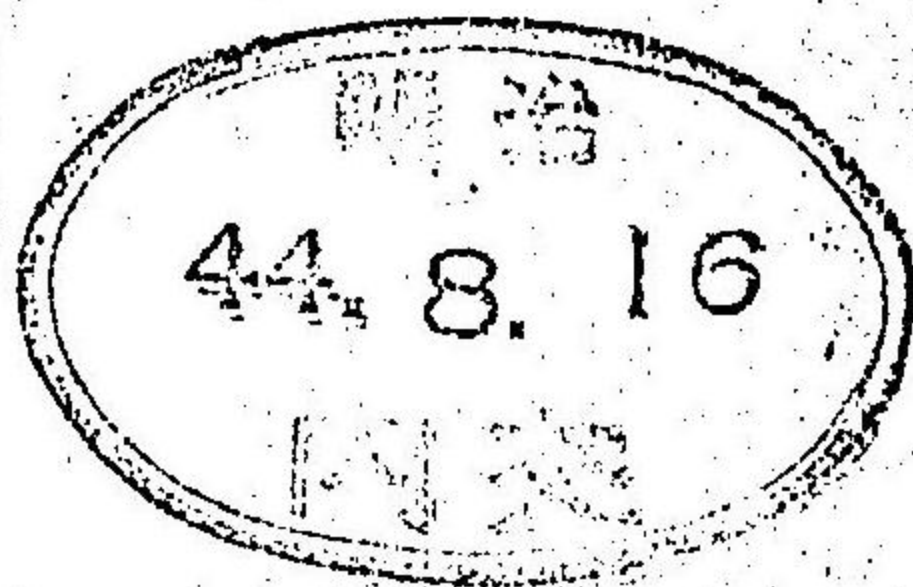
68-595

法學士
辯護士
田邊好一著



王場法要義

東京 廣文堂發行



自序

工業の發達を圖るには。工業主の經營其の宜しきを要するは勿論なるも。現代に於ける工場工業界に在りては、工場に對する周密なる監督。亦其の有力なる原因なりと信ず。

我邦に於ける工場状況を視るに。職工は機械の震動騒響、塵埃粉末の飛散又は有害瓦斯の發生等。危険多き場所に就業し。工業主は營業上の競争に依り。自己の生産を多量且安價ならしめんため。勢ひ職工をして過度の労働を強ひ。又は心身の發育仍ほ不完全なる年少職工をして。業に當らしむるもの全土

を蔽ふて皆然り。是れ目前の利を獲んが爲め。却つて良工を失ふものにして。工業の發達を阻害すること炳然たり。而して是等の危険を豫防し。弊害を除去するには。一に法律の取締を待つにあるのみ。

工場の物的危害の豫防に關する警察上の取締は。既に各府縣に於て適宜之が規定を設くるものあり。而も尙未だ全國を通じて統一せる取締法なし。殊に職工の傭使に關する傭主の自由制限に就きては。未だ何等規定の存する有るを聞かず。茲に於てか政府者。一法典によりて克く。全國工場を取締らんことを劃し。明治三十三年工場調査職員を設置せし以來。殆んど十

星霜の間。外國立例參照。我邦工業界の實狀調査等。工場法制定に苦慮し。案成りて第二十七帝國議會の協贊を求めたるに。少許の修正を加へられたるのみにて兩院を通過し。己に公布せられて。其の實施も近きにあらんとす。

斯く工場法は制定公布せられたるも。其の法條の數は僅かに二十有五に過ぎず。而も之を以て工場工業に關する諸般の事項を取締らんことを期す。斯の法に依る者。果して一見直ちに法意を洞察し得る哉。否哉。蓋し。疑なき能はず。著者甚だ之を憂ひ。本書に於て各法條に説明を施し。加ふるに各國立法例を參照して立法の精神を明かにし。以て工場監督者其他就業

者の座右に供せんとす。幸ひに法律の運用に資するを得は。著者の本懐之に過ぎず

著者識

四

各國工場法要義目次

第一 工場法制定の由來	一
第二 工場法の註釋(外國立法例參照)	二
一 工場法適用の範圍	一三
二 職工の年齢	一六
三 幼少者婦人職工の就業時間	二三
四 幼少者女子職工の夜業禁止	三〇
五 幼少者女子職工夜業禁止に對する例外	三四
六 交替事業と夜業禁止	四〇
七 職工の休日と休憩	四二

八	非常の場合に於ける夜業廢休、時間延長	五五
九	幼者女子職工の危険なる就業の禁止	六二
一〇	幼者女子職工の衛生上有害なる就業の禁止	七〇
一一	前二條に禁止せる業務の範圍	八一
一二	職工の罹病妊娠の場合に於ける保護	八七
一三	公益を害する虞ある場合に於ける行政官廳の臨時處分	八八
一四	監督官吏の工場臨檢	九三
一五	職工の救濟	一〇〇
一六	工業主及職工等の戸籍に関する特典	一〇七
一七	職工徒弟の取締	一一〇
一八	工場管理人の選任	一二六
一九	工場管理人の權限及工場管理人に準すべき者	一二九

二〇	罰則	一三二
二一	監督官吏の職務執行を妨害せる場合の罰則	一三三
二二	使用者の違法所爲に對する工業主又は其の代表者の責任	一三五
二三	訴願と行政訴訟	一三八
二四	小工場にして原動力を用ふるものの本法適用の場合	一四一
二五	官公立工場に本法適用すべき場合	一四三
第三	工場に於ける衛生	一四四
第四	諸工場に於ける女工夜間労働禁止に関する 國際條約	一五六

各國
參照
工場法要義
目次
終

各國
參照
工場法要義

辯法學士 田邊好一著

第一 工場法制定の由來

貨物を生産するは決して資本家の力計りでなく、企業主の能力も亦必要である、
而して之れに加ふるに労働者の體力を要する、是等三者の力が相抱合して始めて
貨物を生産し、以て國富を増進せしむるに至るのである、之を人體に例視せば資
本家は血液、企業主は脳髓、労働者は手足であつて、何れも人體動靜の爲めに

少しも缺く事の出来ない唇齒輔車の關係を有し且互に對等の地位に在りて彼れを主とし是れを客と階級を附けることは出来難い、是れと等しく労働者亦資本家や企業主の下位に起つ可ものではない、斯く労働者は國富増進の要件となり資本家や企業主と相對して以て其體力を資本に活動するものである、夫の資本家や企業主は事業上糸毫も其生命肉體を使用し損傷することなく唯安逸に其事業から生ずる利益を收め居るに反して、労働者は已れのみ唯獨り或は操業中生命を失ひ、又は身體を傷け爲めに終身救治すべからざる不具者となり若くは多年間就業するの不知不識の間に怖るべき疾病に侵され、甚だしきに至りて最早健康體に回復することの出来ない悲境に陥るべき危険状態に在る是等は抑も何に基因するであらうか、斯る危害は工場労働に従事する者に其數甚だ多く夫れ等以外の労働にありては先づ其例が少なく、依つて以下工場労働に就て其危害甚だ尠からざる理由を述べやう。

世の進歩、人口の増加、人智の發達に連れ従來の如く手工業によりて生ずる貨物のみでは其需要を満足し難い、現今は理化學の應用に依り機械製造をなし以て貨物を供給するに至つた、利を獲るに敏なる工業主は競ふて茲に工場を建築し、機械を装置し、勞銀の極めて低廉なる婦女幼者を多數使役し而して自己の生産を多量にし以て利益の増加をのみ遍更希ふに餘念がない、斯く激甚な營業上の競争に腐心する工業主の下に労働せる職工は實に憫然の者である、機械震動の爲めに工場其他附近の建設物が傾斜しやうが、或ひは機械の装置、不完全の爲め人體に損害を及ぼすべき危険を生じやうが尙塵埃粉末の飛散若くは有害瓦斯の發生に因りて職工の衛生を害する虞れがあらうとも、過度の労働に因りて職工自身體の工合漸次衰頹に陥らうが、工業主は之を認めて而も之を矯正しやうとしない偶には之れを希ひながら他方の競争上目前焦眉の急に遮られて、是れが希望を實行しないものが甚だ多い、斯る工業主の經營に係る工場に労働する職工の身は

殆むど風前の燈火に似たりと云ふも敢て過言ではあるまい、蓋し從來家庭は在りて平和なる職業に従事したる子女が一轉危害多き群集的斯る工場生活をなした結果或は建物の崩壊するあり爲めに生命を失ひ、機械の破壊によりて重傷を負ひ、塵埃粉末の飛散又は有害瓦斯を吸収するに因りて著しく健康を害し、或は過度の労働に依り氣力を失ひ、豫定の期間工場の労働に堪へざるに至る等、終身救治することの出来ない身體に爲り終るのである、之を夫の曾ては事業上秋毫も身體を損傷する虞なき資本主企業主に比較すれば偏頗も亦甚しいではないか、而も彼等職工は何等罪惡を犯すことなくして専念業に従ひ遂に斯る逆境に陥るに至つたる事を想へば、是等の危害を排除し豫防以て職工を保護する方法を講ずべきは即ち國家が國民に對する當然の義務である、職工を斯く保護することは職工の身體を倍々強健にし、而して業務に習熟せしめ以て是等職工を永く其の工場に勤続せしむることとなり、従つて工業の發達を來たし尙國富を増進するに至るべき炳然として

して火を賭るよりも明である、政府が工場労働より生ずる危害を豫防し工業の發展を圖らんが爲め、我邦工業に關する慣習を察し歐米の立法例を參酌し以て本案を草し之を議會に諮るは實に時運の急に應じたる處置と思ふ、議會亦是等の事情を諒察し滿場一致可決確定したるは、我邦工業の爲め大に感謝すべきである、左に農商務省の公示に係る工場法制定の由來を掲載しやう

工業の發達に依り國富の増進を圖るには工業家をして自由に其の職工を役し勤勉力行 苟くも弛緩なからしむるを要す、特に帝國の如き其の富力を以てすれば未だ先進國と伍すべからざる位置に在るものにありては、當業者は勿論労働者に對しても非常の奮勵自彊を望まざるを得ず、然るに今や工場法を制定して工場職工の年齢を制限し就業時間を短縮せしめ、徹夜業を廢止せしめんとし其の他一定の休憩日を設くべきこと等幾多の制限規定を設けんとする所以のものは其の由來する所寔に已むを得ざるに出でたるものなり

近世に於ける理化學の進歩と經濟上の自由競争とは工業上に一大革新を促し來り、從來家庭に在りて平和なる手工業に従事したる子女をして漸く田園を離れて市街地に集り機械の震動騒響の中或は塵埃粉末の飛散する所又は有害瓦斯の發生する場所に於て群集的工場生活に就かしむることとなれり、而して工業主は營業上の競争に依り、苟くも自己の生産を多量且つ安價ならしむる手段に付きては苦心研究に至らざるなく、従て勞銀の低廉なる婦女幼少者を多數招募するのみならず、之をして身體の耐へ得る限り勞働に従事せしめんとし、職工も亦營業上の競争に勵まされ、心身の疲勞を顧慮するの違なき状態となれり、惟ふに、過度の勞働は素と職工の本意に非ず、然れども工場の規律と間斷なき機械の運轉とは無意識の間に之を餘儀なくしつつあるなり、工場の設備を完全に身體強健にして業務に習熟したる職工を永く其の工場に勤続せしむるは工業主の欲する所なり、然れども競争上目前焦眉の急は未だ工場主をして此の種の希望を實行せしむる迄の

餘裕を與へざるもの多し、是に於てか工場の職工は就職後數月ならざるに或は過度の勞働に依り氣力を失ひ、健康を損し、豫定の期間工場の勞働に堪へざるに至るもの多く、或は工場設備の不完全なると操業上の注意を缺くが爲、不慮の災害を被り中には終身救治すべからざる不具者と爲る者を生ず、その他工業に従事する婦女幼少年者中不知不識の間に疾病に侵され易き體質となり、爲に結核性疾患に罹る者の歩合頗る多く、恐るべき害毒を社會に流布せんとするの傾向あるを見るに至りては、之が救治の方策を講じ、國民の健康を保全すると共に、秩序ある工業の發達を希圖するは寔に已むを得ざるの施設と謂はざるを得ず

大凡工業上の弊害は其の種類一にして足らずと雖も、大要之を左の二種に大別することを得べし、即ち(一)工場設備の不完全に基くもの(二)職工の不當使役に基くもの是なり(一)前者は(イ)或は工場の崩壞の如き、或は避難設備の不完全より生ずる遭難の如き、或は機械、裝置より生ずる災害の如き、或は又劇藥、毒藥其

八
他の有害料品の取扱より生ずる危害の如き一時的のものあり(ロ)塵埃粉末飛散の防止、換氣採光の設備等の不良なるに因りて生ずる危害の如き連続的のものあり、前者(イ)は危害の程度如何に拘らず一時に激發するを以て世上の注意を惹くこと多しと雖も、後者(ロ)は急速に發現すること稀なるを以て自ら之を等閑に看過するの傾向なきを得ず、而して其害毒の及ぶ所往々前者よりも大なるものあり(二)職工の使用に伴ふ弊害即ち幼少者の使用、深夜の勞働、勞働時間の過長なること等に基く弊害も亦之れ(ロ)と同じく世人の注意を惹くもの比較的に少きを常とす、而して職工は機械と異り容易に之を解雇し、無償又は僅少の費用を以て新募の者を補充することを得るを以て、工業主も遂に職工待遇上の改善を試むるもの鮮し、然れども如斯は特に發育期に在る婦女幼少者の健康を害し終生又恢復する期なき、心身上の缺格を生ぜしむるのみならず、延いて其惡影響を後世に波及し、軍國として健全なる壯丁を招募すること能はざるが如き外國の事例を我

九
國に現出することあらば、工業の勃興も、輸出貿易の伸長も却て國本を殆くするの因たるべきを虞る
工業に伴ふ危険は之を豫防するを得可し、然れども之を絶無ならしむることを得ず、左れば職工が業務上負傷し又は症病に罹りたるるとき之に或る程度の扶助を與ふるは工業主の當に爲すべき所にして、工業の經營に伴ふ當然の損失と見るべきものなり、然るに工業主中等の扶助を爲さず、業務上の損失を擧げて職工自身、又は職工の親族、友人其他一般の公共經濟に轉嫁せしむるが如きは不當と云はざるを得ず、如斯は往々にして無告の窮民を増加する一因となるのみならず、勞働者は自然危険多き又は衛生上有害なる工場の勞働を忌避し、工業上の進歩に障害を來すの虞なしとせず、其他職工の誘拐を防止し、不正の周旋業者を制裁し職工の雇入、解雇に伴ふ、弊害を未然に防ぎ、徒弟の收容及就業等に關し一定の規則に従はしむるが如きは、工業の振興に伴ひ其の必要益々増大するを以て、工

場法の制定は時運の急に應ずるものと謂はざるを得ず
 以上陳べたる所に依りて之を見れば、工場法は單に消極の目的のみを有するもの
 に似たりと雖も、他の半面に於ては積極の目的を有するものなり、即ち(一)職
 工をして永く其の健康を保全せしめ、工場生活に對する危懼の念を去り、一生
 之に従事して敢て顧慮する所なく、其の家族も亦家庭の事情の許す限り好で工場
 労働に従ふが如き状態に導き、本邦の工業に對し多數の熟練職工を見るに至ら
 しめんことは是なり(二)就業時間内は毫も疲勞せざる十全の精力を以て専心業務に
 従事するの習性を馴致せしむること(三)其の他國民中の第三階級をして、其の身
 體、生命及幸福を保全せしむるより生ずる社會上及政治上の利益は茲に多言す
 るを須るざる所なり
 工場の物的危害の豫防に關する警察上の取締は、既に各府縣に於て適宜之が規定
 を設くるものあり、然れども職工の備使に關し備主の自由を制限するは一時營業

上の損益に影響するを以て、今日に至る迄未だ何等規程の存するものなし、而し
 て之が取締規定を設くるに際しては審かに工業の實狀を調査し、著しく現在の狀
 態に激動を與へざらんことを要するを以て、明治三十一年度農工商高等會議が工
 場法制定の必要を議決したる以來、明治三十三年帝國議會の協賛を経て特に工場
 調査職員を設け、三十五年十一月工場法案要領を發表して公私の意見を徴した
 り、答申の内或は同法の制定を尙早なりとするものなきに非ざりしも、多數は根
 本的異見を有せざることを確めたるを以て、諮問案に修正を加へたる後、法律案
 として之を議會に提出せんことを期したりしに、日露の時局は一般經濟界の緊縮
 となり、越えて三十七、八年の事變あり、戦後に於ける經濟界の變動は本案提出
 の時機を失はしめたるを以て、工場調査職員は明治三十六年を以て廢止に歸した
 るに拘らず、依然調査を繼續したり、此の間議會に於ては明治三十三年及明治三
 十五年を以て工場法を速かに制定すべき旨を建議し、踵で三十六年及四十二年に

於て政府が工場法を提出せざる理由を質問したり、第二十六議會の開會に先ち本省は第三回工場法案を公表し、公私の機關及團體に諮問したり、而して答申意見は總て其の制定を是認し、一二を除くの外は根本的に其の不必要を答申したるもの非らざりき、依て此等の答申意見を參酌して修正加除を爲し、更に調査審議を重ねたる後、本法を立案するに至りたる次第なり

第二 工場法(法律第四十六號)

第一條 本法ハ左ノ各號ノ一ニ該當スル工場ニ之ヲ適用ス

- 一 常時十五人以上ノ職工ヲ使用スルモノ
 - 二 事業ノ性質危険ナルモノ又ハ衛生上有害ノ虞アルモノ
- 本法ノ適用ヲ必要トセザル工場ハ勅令ヲ以テ之ヲ除外スル

コトヲ得

(註釋) 本條に於ては工場法を適用すべき工場を抽象的に限定したのである

一 此處に常時十五人以上の職工を使用する工場とは次に述ぶる所の事業の性質危険なるもの又は衛生上有害の虞ある工場に非ずして而も十五人以上の職工を使用する工場を云ふのである、已に十五人以上の職工を使用する時は其の工場の状態は茲に家内の工業の状態を脱し、職工相互間に操業上の競争を生じ、其の他群集的生活に伴ふ各般の弊害を生ずるに至らう、且つ十五人以上の職工を使用する工場は織物、生絲其の他種類頗る多く且つ之に従事する職工の員數亦尠くない、是等職工の健康保全風紀の維持等忽にすることの出来ないものがあ

るから、此等の理由を綜合して本法取締の下に置いた次第である、本法草案に於ては以上の理由を認むると同時に千九百〇六年労働者保護萬國會議に數十人以上を使用する工場に付條約の規定を適用すべき旨を規定したるを參酌して十

人以上の職工を使用するものと規定したが衆議院の委員會に於て十人乃至十五人を收容する工場は未だ以て家内の工業の状態を脱せざるものなる理由の下に十五人と修正し本法を制定したのである

二 事業の危険なるか、若くは衛生上有害の虞あるものとは毒性、劇性爆發性其他危険性の物品を取扱ひ、或は土石、鑛物、骨角、襪襪、綿、麻、獸毛等の粉塵又は毒性瓦斯等を發散するが如き工場の事であつて、此等は常に場内の職工に對し有害なるのみでなく、外部に對し危害を及ぼすべき虞があるところから斯る事業を目的とする工場に對して、本法を以て取締らしめたのである

本法に於ては原則として以上各號の一に該當する工場に對し本法を適用すべきことと定めて居る、併し理論上各號に該當すると雖も實際上風紀衛生等の公益を害する虞なきもの例令は常時十五人以上の職工を使用する工場と雖も事業の性質よりするも亦集團としての危害は最も少く、且つ全國に於ける工場數少くして之を

除外するも他に何等影響を及ぼさざるが如きもの、又は事業の性質危険なるもの若くは衛生上有害の虞あるものと雖も、家内工場其他特種の工場にして危害の程度極めて輕微なるもの、如きは、本法の適用を必要としない工場として勅令を以て之を定め、本法適用範圍の外に立たしむるのである

勅令 日本帝國の規則を分ちて法律、緊急勅令、普通勅令、行政命令、委任命令とし、茲に所謂勅令とは普通勅令を指すのであつて天皇が法律を執行する爲に又は公共の安寧秩序を保持し及臣民の幸福を増進する爲めに發する命令を云ふのである

白耳義

第一條 本法ハ左ノ場合ニ於ケル労働ニ適用ス

一 鑛山、鑛坑、石切場、作事場

二 大小ノ工場

三危険ノ虞アルカ又ハ健康ヲ害シ若クハ公益ヲ害スル工場并ニ汽罐若クハ原動機ヲ使用スル工場

四港、荷物場、停車場

五水陸運搬業

本法ノ規定ハ其ノ事業ノ公私ヲ論セス又工業教育ノ爲メニセルト慈善ノ爲メニセルトニ關ラス之ヲ適用スルモノトス

但シ父母若ハ後見人ノ監督ノ下ニ在リテ唯家族ヲノミ使用セル所ノ工場ニシテ事業ノ性質上危険ノ虞ナク健康ヲ害セス若ハ公益ヲ害セサルモノ及ヒ其労働力汽罐若ハ原動機ノ助ヲ籍ラサルモノハ之ヲ適用セス

第二條

工業主ハ十二歳未満ノ者ヲシテ工場ニ於テ就業セシムルコトヲ得ス但シ本法施行ノ際十歳以上ノ者ヲ引續キ就

業セシムル場合ハ此ノ限ニ在ラス

行政官廳ハ輕易ナル業務ニ付キ就業ニ關スル條件ヲ附シテ十歳以上ノ者ノ就業ヲ許可スルコトヲ得

(註釋)

本條に於ては職工年齢の制限を規定したのである

我國従來の工場に於ける年少職工を見るに職工年齢の制限なき爲め、貧困其の他の事情に依り目前の利益に眩惑せる父兄の爲めに初めより就學せず又は中途退學して工場に使用せらるゝに至つたものが多い様である、彼等不幸なる年少職工は心身の發育仍ハ不完全なる間に過劇なる工場労働に従事せしめられたものだから常に健康を害さるゝのみならず、徳操上に於ても亦不良の感化を受け、且曾て就學せしことなきを以て相當の國民教育を受けたる良職工を得ること困難である、本法は之を憂慮し本條にて十二歳未満の者をして工場に於て就業せしむることを

禁じたのである

十二歳未満の幼者の使用を禁止するは本條の精神であるけれども、本法實施以後直に十二歳未満の者の使用を禁ずるときは工業主中或は遽に不便を感ずるものなきにも限らぬ依つて、本法施行の際現に就業せるものに限り其の使用を繼續せしむることを認められたのである、又危険或は衛生上著しく有害ならざる場所に於ける輕易の業務には、必ずしも十歳以上の者の就業を絶對的に禁止することの出来ない場合あるべきを豫想し、行政官廳をして作業の種類、場所其他の使用條件を附し十歳以上の者の使用を許可することを得せしめたのである

行政官廳 とは國を代表して人民に臨み其官廳の名を以て命令を發し處分を行ふ職權を有するものを云ひ、各省大臣、府縣知事、警視總監、北海道廳長官等即ち是れである

就業に関する條件 とは前に示せる如く業務の種類を輕易なるものに限定し、

危険衛生上有害ならざる場所を限り、労働時間を一般制限よりも尙短縮し又は就學する事を得べき餘裕時間を與へしむる等を謂ふのである

白耳義

第二條 十二歳未満ノ幼者ヲ労働ニ使役スヘカラス

第三條 國王ハ第八條ノ規定ニ依リ十六歳未満ノ幼少者并ニ十六歳以上二

十一歳未満ノ婦女ヲ過度ノ労働若ハ危険ノ虞アル労働ニ使役スルヲ禁スルコトヲ得

國王ハ又第八條ノ規定ニ依リ十六歳未満ノ幼少者并ニ十六歳以上二十歳未満ノ婦女ヲ健康ニ害アル労働ニ使役スルヲ禁シ又ハ日數若ハ時間ヲ制限スルカ其ノ他特定ノ條件ノ下ニノミ之ヲ許可スルコトヲ得

佛蘭西

第二條 十三歳未満ノ幼者ヲ雇傭シ又ハ第一條ニ列記シタル造營物ニ入ラ

シムルコトヲ得ス一八八二年三月二十八日ノ法律ニ依リテ普通教育終了ノ證明書ヲ所持スル幼者ハ其ノ年齢十二歳以上ナルトキニ限り之ヲ使用スルコトヲ得

前項ノ場合ニ於テ十三歳未満ノ幼者ハ健康證明書ヲ有スル者ニ非レハ之ヲ使用スルコトヲ得ス健康證明書ハ此目的ノ爲メニ設ケラレタル醫師、小學校ノ監督醫師及ヒ公務ヲ帶ヒタル醫師ニシテ縣知事ノ指定ニ係ル者無料ニテ之ヲ與フルモノトス但シ其ノ幼者ノ父母ノ希望アルトキハ更ニ検査ヲ行フコトヲ得

工場監督官ハ何時ニテモ已ニ勞働ヲ許可セラレタル十六歳未満ノ勞働者ニ對シ醫學上ノ検査ヲ爲シ其ノ勞働力體力ニ超過セサルヤ否ヤヲ檢定スルコトヲ得

此場合ニ於テ工場監督官ハ本條第三次ニ指定シタル醫師ノ證明ニ依リ不

適當ト認メラレタル幼少勞働者ヲ禁止スルコトヲ得若シ其ノ父母之ヲ否認スルトキハ更ニ検査ノ後之ヲ行フモノトス

第一條ニ掲ケタル孤兒院及救貧所ニシテ普通教育ヲ爲ス處ニ在リテハ十三歳未満ノ幼者ニ手工ノ教育ヲ爲ストキハ毎日三時間ヲ超過スヘカラス但シ十二歳以上ニシテ修學證書ヲ有スル者ハ此限リニ非ス

獨逸

第二條 本法ニ於ケル幼者ノ意義

本法ニ於テ幼者ト稱スルハ十三歳未満ノ男女并ニ小學校ノ教科ヲ終了セサル十三歳以上ノ男女ヲ謂フ

第四條 就業ノ禁止

土木建築事業、煉瓦製造場ノ業務及地上ニ於ケル土石採取ノ業務ニシテ營業法第三百三十四條乃至第三百三十九條乙ノ規定ノ適用ヲ受ケサルモノ、

別表ニ掲クル作業場ノ業務、石割、烟突掃除業、運送業ニ於ケル積卸業務、染料ノ粉碎及混合并酒窖ノ勞務ニハ幼者ヲ使用スルコトヲ得ス
 前項ニ掲クルモノ、外聯邦議會ハ不適當ト認メタル幼者ノ就業ヲ禁止シ且別表ヲ變更スルコトヲ得此ノ變更ハ帝國官報ヲ以テ公布シ且直ニ帝國議會ニ報告スヘシ但シ議會開會ノ場合ニ於テハ次ノ會期ニ於テ之ヲ報告スヘシ

英領印度

第四條 三號検査官ハ工場内ニ使用セル少年者ノ年齢九歳未満ナリト認メタルトキハ其反對ノ證明アルマテ本條例中規定ノ方法ニ依リ使役ヲ停止シ又十四歳以下ナリト認メタルトキハ其反對ノ證明アルマテ本法規定ノ時間以外ニ勞働スルヲ禁スルヲ得ヘシ

第五條ノ一 地方廳ハ衛生官吏又ハ營業醫ヲ命シ一定ノ地方内ニ於ケル證

明醫ト爲スヘシ證明醫ハ被雇者及被雇者タラントスル者又ハ其父母後見人ノ求ニ應シ無料又ハ印度總督ノ規定シテ官報ニ公告セル料金ヲ以テ少年ノ身體ヲ検査シ其九歳以上ナリヤ又十四歳以上ナリヤヲ監定シ證明書ヲ與フヘキモノトス

第三條

工業主ハ十五歳未満ノ者及女子ヲシテ一日ニ付キ十

二時間ヲ超エテ就業セシムルコトヲ得ス

主務大臣ハ業務ノ種類ニ依リ本法施行後十五年間ヲ限り前項ノ就業時間ヲ二時間以内延長スルコトヲ得

就業時間ハ工場ヲ異ニスル場合ト雖前二項ノ規定ノ適用ニ

付テハ之ヲ通算ス

(註釋)

本條は幼者及女子を保護する爲め是等の就業時期を制限した規定であ

一時に筋骨を勞せない種類の勞働は疲勞を來たすこと急激でないから、自然長時間かんに互り之を繼續するの傾あるを免れない、其の結果は年月の経過と共に漸次に身體の發育を害し不知不識の間に各種の疾病に侵され易き體質を馴致するものである、製鐵其の他鐵關係の工業少くして纖維工業(製絲紡績)の盛なる我國に於て、勞働時間の十二時間以上に互るものが尠くないのは實に之に起因するものであつて、長日月に互りて生ずべき弊害を豫防しなければならぬ必要も亦實に是に存して居る是れ本條に於て就業時間の制限を設けた所以である

本條に於て就業時間の制限を單に幼少者及女子にのみ適用した理由は、共に抵抗力薄弱であつて過勞の弊に陥り易きと一般に成年男子の如く意志強固でなく、外國の事情に制せられ、又各種の威力に動かされ、勞働時間の過度なる繼續に對し自衛することが出來ない場合多きに依るものであつて、保護の必要は自衛自制

の能力を備へた成年男子よりも、寧ろ將來健全の國民たるべき幼少男女及國民の妻又母たる女子に於て最も其の切實なるを感ずるのである、之を諸國の成例に照すも、成年男子に付ては勞働時間を制限せるもの尠いけれども成年女工(十六歳以上又は十八歳)は少年工(十四歳以上十六歳未満)と同一に看做し十時間乃至十一時間以内とし、幼年工(十二歳以上十四歳未満)に對しては一日五時間乃至八時間以内に制限したるものが多い、又幼年工と少年工とに區別を設けない二三の國に在りては、女子及幼少者に對し十時間乃至十一時間に制限して居る

翻て本邦工場の実況を見るのに、多數の婦女を使用する所は必ず多數の幼少者を使用し、此等婦女幼少者と成年工との勞働時間に差別を設けず十一二時間の勞働を爲さしむるは普通であつて、工場の種類に依り十五時間以上の勞働を爲さしむる所少くない、其の甚きに至りては一日十八時間以上(朝五時より夜十時迄)の勞働を爲さしむるものさへある、本邦職工の勞働状態は外國に於けるが如く嚴正なる規律が

ないから、其の心身を勞すること比較的大きくない観あるに拘らず、工場労働を永續するもの少く、其の出入の頻繁なるは前にも述べた通り、労働時間の過長であつて、數ヶ月勤續の後には體力の到底之に耐えなくなることも其の原因の一たること疑を容れない、此等のことは工業主に於ても夙に認識せる所であるけれども、如何せん労働時間の縮少は一應其の生産額に影響を及すと、格別の熟練を要しない業務であつて労働者の供給に困難を感じないものに在りては、一時體力の許す限り長時間の労働に服せしめ、其の之に堪へざるに及んで新規の職工を以て之に代ふることを利とするから工業主中就業時間の短縮を敢行するものが鮮ない故に本條に於ては工業の種類又は業務の性質如何を問はず、何人も最長と認むべき十二時間を以て労働時間の限度と爲し、全國を通じて一整合に之を遵守せしめやうとするのである、而して工業主に對しては此の最長限の範圍内に於て、適宜に操業の種類、職工の年齢及體質等の如何を顧み、必要な斟酌を加ふることを希

望せなければならぬ、惟ふに本條第一項の規定に依り著しき苦痛を感じる工場は少ないかも知れぬが製絲業又は或る種の織物業の如き従來の慣行上往々十五六時間以上に互る作業を爲すもの其他事業の性質著しく不衛生ならず、又其の作業の輕易なるものに對しては主務大臣に於て事業の種類を指定し、十四時間迄の労働を爲さしむることとした、歐米各國の立法例中本條の如き寛裕なる規定を設くるものがないけれども第一期の立法としては最極端の場合のみを取締り、工業主及職工が漸く規律ある作業に習熟するを俟て、他日更に之を制限するを妨げないから、本條も亦前條及其他の條項と同じく理論よりも寧ろ工業の實狀に鑑み遽かに其の制限を大きくしなかつたのである、けれども此延長規定を永遠に適用するものとせば第一項に於て制限したる精神を没却するに至るから、二時間以内の延長は本法施行後十五ヶ年を限りとなし其期間後は絶對的に第一項を適用せしむることになしたのである、尙ほ本條には同一日に二箇所以上の工場に於て

就業せしむる場合には、各工場に於ける就業時間の通計が、此の制限以内たるべきことを規定した、例へば甲工場に於て既に八時間の労働を爲した職工は、乙工場に於ては四時間以上就業せしむることは出来ぬこととし以て規定の精神を貫徹させるのである

主務大臣 は工業に關する政務を掌る大臣を謂ふのであつて我邦の官制に在ては農商務大臣が主務大臣である

白耳義

第四條 本法發布ノ日ヨリ三年内ニ國王ハ十六歳未満ノ幼少者并十六歳以上二十歳未満ノ婦女ニ關シ事業ノ性質又ハ事業上ノ必要ヲ斟酌シ一日ノ労働時間休憩時間并休憩ニ關スル條件ヲ規定スヘシ十六歳未満ノ幼少者并十六歳以上二十歳未満ノ婦女ハ一日十二時間以上ノ労働ニ使役スルコトヲ得ス但シ此労働時間ハ合計一時三十分間ヲ下ラサル休憩時間ヲ以

テ之ヲ分割スルコトヲ要ス

佛蘭西

第三條 (本條ハ一九〇〇年改正工場法ニ依ル)十八歳未満ノ男女及婦女ノ正味労働時間ハ毎日十一時間ヲ超ユルコトヲ得ス此時間ハ一回以上ノ休憩ヲ以テ之ヲ切斷スルコトヲ要シ且ツ此休憩時間ノ合計ハ一時間ヲ下ル可ラス

本法發布後二ケ年ヲ經過シタルトキハ労働時間ノ制限ヲ十時間半ニ短縮ス更ニ二ケ年ヲ經過シタルトキハ之ヲ十時間ニ短縮スルモノトス
繼續セル火力ヲ用ユル工場及鑛山、石切場ヲ除クノ外ハ休憩ハ本法ニ依リテ保護ヲ受クル一切ノ労働者ニ對シテ同時ニ之ヲ與フ可シ

米國 法律第千六百十一號

第一條 十八歳未満ノ未成年者ハ製造場、工業場、商業場其ノ他ノ職業場

ニ於テ一日ニ付キ九時間ヲ超ヘテ之ヲ使役スルコトヲ得ス但シ機械ノ通
常ノ運轉ノ中斷ヲ防止スル爲メ修繕ヲ爲ス必要アル場合又ハ一週間中ノ
一日ニ付キ就業時間ヲ短縮スル目的ヲ以テ就業時間ノ別段ノ配當ヲ爲ス
場合ニ於テハ此ノ限ニ在ラス其ノ如何ナル場合タルヲ問ハス一週間ノ就
業時間ハ合シテ五十四時間ヲ超ユルコトヲ得ス

第四條 工業主ハ十五歳未満ノ者及女子ヲシテ午後十時ヨリ

午前四時ニ至ル間ニ於テ就業セシムルコトヲ得ス

(註釋) 本條に於ては幼少者及女子の夜業禁止の大原則を規定したのである

前條に於ては幼少者及女子の就業時間を成年男子の夫れよりも短縮したけれども
幼少者及女子の保護は單に是れのみで足れりとしな、縦ひ十二時間を超ゑない
労働であつても、何人も睡眠を採るべき安靜なる夜間而も深夜を徹して労働し、

四周喧噪にして安眠を妨害すべき晝間に睡眠せしめやうとするが如きは當に睡眠
不足を來し易きのみでなく、身體の新陳代謝に最も必要な日光の作用を受くるこ
とを妨げ、食事其他の關係に於ても健康上著しき障害を受くる事を免れない、
殊に身體の發育が未だ熟しない幼少者及び抵抗力の薄弱な女子にとつては眞に影
響の大なることを察しなければならぬ、

幼少者及女子に對する夜業の弊害が斯くの如きであるから歐米諸國は孰れも國法
を以て是等の者の夜間労働を禁止して居るのみでなく、千九百一年及千九百五年
六年には瑞西國の「ベルン」に於て職工保護に關する萬國會議を開き條約の規定を
以て幼少年者并に女子の夜業を禁止することにした、惟ふに夜業の禁止は工場勞
働の取締上最も緊切の事柄である故に本條に之を規定したことは實に其當を得
たるものと信ずる

本條は一年中を通し午後十時より午前四時に至る間を規定したが、或る事業に在

りては慣行上黎明四時から着手することがある、然るにも拘らず、我制度は歐米諸國の如くに一般の場合に於て、午後八時又は九時以後午前五時又は六時迄の労働を禁止せるより見れば未だ以て充分の保護を盡したりと云ふことは出来ぬ

英吉利 (幼少者使用條例)

第三條 (一) 幼少者ハ午後九時ヨリ午前六時ニ至ルノ間之ヲ使用スルコト

ヲ得ス但シ地方廳ハ細則ノ定ムル所ニ依リ一般又ハ特種ノ職業ニ付其ノ時間ヲ變更スルコトヲ得

(二) 十一歳未満ノ幼年者ハ街路營業ニ之ヲ使用スルコトヲ得ス

(三) 一九〇一年工場及手工場條例ノ規定ニ從ヒ半日制ニ依リ使用セラル、幼年者ハ他ノ職業ニ之ヲ使用スルコトヲ得ス

白耳義 (工場法)

第六條 十六歳未満ノ幼少者并十六歳以上二十一歳未満ノ婦女ハ午後九時

乃至午前五時ノ間ニ労働ニ從事セシムルコトヲ得ス

國王ハ事業ノ性質上特定ノ時刻タルヲ要シ又ハ遅延若ハ中止スルコトヲ得サル労働ニ付テ特定ノ條件ヲ以テ又ハ無條件ニテ十四歳以上ノ幼少者并二十六歳以上二十一歳未満ノ婦女ニ午後九時乃至午前五時ノ使役ヲ許可スルコトヲ得

國王ハ鑛業ニ關シテモ亦十四歳以上ノ者ヲ或種類ノ業務ニ限り夜業ニ使役シ又十二歳以上ノ幼年工ヲ午前四時ヨリ使役スルヲ許可スルコトヲ得

獨逸 (營業條例)

第三百三十七條 午後八時ヨリ翌日午前六時ニ至ル夜間、土曜日及祭日ノ前晚ハ午後五時以後ニ於テ女子ヲ使役スルコトヲ得ス

女子ノ就業時間ハ一日十時間以内トシ又日曜日及祭日ノ前晚ニハ八時間ヲ超ユルコトヲ得ス

第五條 左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ニ於テハ前條ノ規定ヲ適用セス但シ本法施行十五年後ハ十四歳未満ノ者及二十歳未満ノ女子ヲシテ午後十時ヨリ午前四時ニ至ル間ニ於テ就業セシムルコトヲ得ス

- 一 一時ニ作業ヲ爲スコトヲ必要トスル特種ノ事由アル業務ニ就カシムルトキ
- 二 夜間ノ作業ヲ必要トスル特種ノ事由アル業務ニ就カシムルトキ
- 三 晝夜連續作業ヲ必要トスル特種ノ事由アル業務ニ職工ヲ二組以上ニ分テ交替ニ就業セシムルトキ

前項ニ掲ゲタル業務ノ種類ハ主務大臣之ヲ指定ス

(註釋) 本條に在ては業務ノ種類により前條に於ける幼少者及女子の夜業禁止

に對して例外を規定したものである
 前條の保護規定を本法實施の日より總ての業務を營む工場に絶對的斷乎として適用するとき特種の事業に在りては、或は其の事業の性質上夜間労働を禁ぜられたる爲めに其事業を廢止するの己むなき場合もあらう、又廢止するに至らぬと迄も技術上顯著な障礙を受くる等工業發達を阻害するに至る可きことのあるは決して杞憂ではない、故に本條に於て除外例を設け以て一方に幼少年者及女子を保護すると等しく他方工業主を保護したのである、尤も是等の事業とても、幼少者及び女子を必らず夜間に使用させなくてはならない理由ある譯でもない故、本法實施後十五年間は現在の儘に据置き、其間に於て從來十四歳未満の幼少者及び二十歳未満の女子を使用せし慣習より漸次離れしめ、十五年後に於ては斷然斯る年締の

幼少者及び女子の夜間使用を禁止せしむるのである

前條に在ては幼少年者を十五歳未満とし、女子に付きては其年齢を制限しないに
も拘らず、本條に於て十四歳未満の幼少年者及二十歳未満の女子としたのは、元
來本條適用の業務は主務大臣が指定せる特種のものであつて前條は、此特種以外
の業務を適用するものである、次に女子を特に二十歳未満と限定し十四歳未満
の幼少者に相對した理由は(一)成年女子は未成年女子に比し心身の發育比較的充
分である故に之を十四歳以上の男子と同様に取扱ふを適當と思惟したからであ
る、これは外國の立法例に於ても矢張り此の如き主義を認めて居る、(二)一時に作
業を爲すことを要する事業は原料の變性し易いものを取扱ふ事業である、之に對
して成年女子中の多數を矯むる已婚者を禁制するは、即ち實情に適合しないこと
がある故である

本條に依り夜業を爲す事の出來得る業務の種類は主務大臣の指定する所であるが

試みに之を例示すれば

第一號に該當するもの 魚介、罐詰又は鹽藏、果實の罐詰又は果實を原料とする
醸造の如き、或は殺蛹、乾繭等の如き事業であつて、其夜業は元より或季節
に限られ周歲繼續するものでない

第二號に該當するものは 新聞印刷場麵麩焼工場等であつて是等は概ね數時間の
夜業を必要とすること多く徹夜作業を要する場合が少くない

第三號に該當するものは 製鐵業、硝子業其の他繼續燃焼を要する窯を用ふるか、
又は一旦作業を中止するとき再び始業するに當りて甚しい技術上の困難を惹起す
ることある事業であつて、其の作業は周歲晝夜繼續するものである、故に之に對
しては職工を二組以上に分ち交替にて就業させる條件を附けて夜業を認むること
にしたのである

佛蘭西 (工場法)

第四條 第十八歲未滿ノ幼少者、未成年女子及婦女ハ第一條ニ掲ケタル營造物ニ於テ夜業ヲ爲スコトヲ得ス

本條ニ於テ夜業ト稱スルハ午後九時ヨリ翌午前五時ニ至ルノ間ノ勞働ヲ謂フ但シ鑛山、石切場ニ於ケル地下勞働ニ從事スル職工ニシテ交代執業ノ方法ニ依リ二組ニ分レテ勞働シ其ノ時間カ各九時間ヲ超過セサル場合ニ於テハ午後十時ヨリ翌午前四時ニ至ル間ヲ以テ夜業ノ時間ト看做ス

(本項ノ規定ハ一九〇〇年改正工場法ニ依ル)

前項但書ノ場合ニ於テ各組トモ勞働時間中ニ一時間以上ノ休憩時間ヲ挿入ス可シ(本項ノ規定ハ一九〇〇年改正工場法ニ依ル)

十八歲以上ノ女子ニ付キ政府ハ命令ヲ以テ特定ノ時期ニ於テ特定ノ工業ニ限リ一定ノ準則ニ依リ午後十一時迄ノ勞働ヲ許スコトアル可シ

此場合ニ於テ一日ノ正味勞働時間ハ十二時間ヲ超過ス可カラヌ又其ノ期

日ハ六十日ヲ限ルモノトス特定ノ工業ニ付キ政府ハ命令ヲ以テ永久ニ本

條第一項第二項ノ制限ヲ解クコトヲ得

此場合ニ於テ勞働時間ニ付キ七時間ヲ超過ス可ラス

政府ハ或種ノ工業ニ對シテ臨時ニ本條ノ規定ヲ適用セサルノ命令ヲ發スルコトヲ得

工場監督官ハ天災地變、不可抗力其他偶然ノ事故ニ因リ休業シタル場合ニ於テ如何ナル工業ニ對シテモ臨時ニ一定ノ時間ヲ限リ本條ノ規定ヲ適用セサルコトヲ命スル權限ヲ有ス

第五條 (一九〇六年七月十二日發布每週休日ニ關スル法律ニ依リテ廢止)

第六條 繼續セル火力ヲ用ユル工場ニ於テハ成年婦女及幼少男工ニ對シ如何ナル日ニ於テモ緊要ノ業務ニ付キ夜業ヲ爲サシムルコトヲ得但シ每週一日以上ノ休業日ヲ與フルコトヲ要ス

此場合ニ於テ許可スヘキ業務ノ種類及ヒ其ノ時間ノ制限ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第七條 大區工場監督官ハ毎週一日休業ノ義務(休業ニ關シテハ一九〇六年七月十八條ニ依リ廢止)及勞働時間ノ制限ニ付キ命令ヲ以テ定メタル特定ノ工業ニ限り

第五條ニ掲ケタル勞働者(十八歳未満ノ幼少者及總テノ婦女)ニ對シ臨時ニ之ヲ免除スルコトヲ得

第八條 十三歳未満ノ幼者ハ劇場及ヒ咖啡店、舞踏場、音樂會ニテ公衆ノ觀覽スル俳優演藝者トシテ使用スルコトヲ得ス

教育美術大臣ハ巴里ニ於テ知事ハ各縣ニ於テ劇場ニ於ケル特定ノ演藝ニ付キ右ノ制限ヲ解クコトヲ得

第六條 職工ヲ二組以上ニ分チ交替ニ就業セシムル場合ニ於テハ本法施行後十五年間第四條ノ規定ヲ適用セス

(註釋) 本條は晝夜交替就業の場合に於ける第四條適用の猶豫期間を規定したのである

幼少者及婦女子の夜業禁止に對する例外は既に前條に於て之を悉した、けれども同條に該當しないものであつて從來徹夜業を爲し來つて居る事業がある、其の最も主要を認む可きものは紡績業である、此種の事業に對し今直ちに夜業を禁止するときは忽ち事業の収益を減じ、約半數の勞働者を失職せしめ、殊に内外に於ける販路に既得の利益を喪ひ、製品の價格爲めに急激の變動を來して直接間接に國家經濟上に影響を及ぼす等非常の不利がある、故に本法施行すると同時に夜業の禁止を斷行することなく茲に施行後十五年間の猶豫を與へ其期間内に於て十五ヶ年後に於ける工業主が夜業禁止の實施に際し、毫も經濟上の變動を受けない様今から充分の準備を整へしめたのである

職工を二組以上に分ち交替に就業せしむる場合 とは晝夜連續して作業をなし

其事業に従事すへき職工を甲、乙また或は甲乙丙等二組以上に分割し各組を畫作業又は夜作業に専屬せしむることなく一定の期間を限り之を繰替と同時に交替して勞働せしむるを云ふのである、只前條第一項第三號と異なる點は前條では晝夜連續作業を必要とする特種の事由がある故に業務を限られ、本條は晝夜兼業を要する特別の事由なく只單に夜業を繼續する場合を云ふのである、次に前條を適用するべき人的條件は十四歳未満の者及二十歳未満の女子であるが本條は十五歳未満の者及女子に適用されることになつて居る

第七條

工業主ハ十五歳未満ノ者及ビ女子ニ對シ毎月少クト...

モ二回ノ休日ヲ設ケ職工ヲ二組ニ分テ交替ニ午後七時ヨリ午前四時ニ至ル間ニ於テ就業セシムル場合及第五條第一項第二號ニ該當スル場合ニ於テハ少クトモ四回ノ休日ヲ設ケ

又一日ノ就業時間ガ六時間ヲ超ユルトキハ少クトモ二十分、

十時間ヲ超ユルトキハ少クトモ一時間ノ休憩時間ヲ就業時

間中ニ於テ設クヘシ

職工ヲ二組以上ニ分テ交替ニ午後十時ヨリ午前四時ニ至ル

間ニ於テ就業セシムルトキハ十日間ヲ超エル期間毎ニ其ノ

就業時ヲ轉換スヘシ

(註釋)

本條に於ては職工の休日と休憩時間を規定したのである

長時間の連續就業は心身の疲勞を來たし其健康を害するばかりでなく、製品の産額及び出來榮に非常の影響を及ぼすべきものである、故に一定の休憩時間及休日を與ふることの必要なるは何人も認むるところである、而して本邦の工場中既に之を實行して居るもの其かず決して少くはない、が併し中には終日終夜連續し

て職工を使役し、然も一日の休暇をも與へない、若し職工が病氣其他の事由に依り休業をしても、強て之を勞役に就かしむるやうな事柄は往々小工場に於て見る所である、是れ本條が幼少者及び婦女に對し特に保護するの必要から休憩及休日とを與ふ可き旨を規定した所以である、之を外國の實例に徴するに、五六時間の勞働に對し三十分、十時間乃至十二時間の勞働に對し一時間乃至二時間の休憩を與へさせ、尙毎週一日の休暇を許與するものが數多い、けれども之を以て直に本邦に適用すること出来ない事情がある、而して我國工場中休日又は休憩時間の制度を設くるものに在りては、毎月二日の休日又休憩時間は七時間の勞働に對して約三十分間以上、十二時間の勞働に對しては約一時間を定むるものが多い、依つて此現狀に鑑みて、其最下限が適するものと見て全國一般の工場に強要せやうとするのである、即ち

休日 (一)十五歳未満の男子及女子に對しては勞働狀態及び業務種類の如何を問

はない毎月少くとも二回の休日と設け、以て是等職工の心身を休養せねばならぬ (二)職工を二組に分ち晝夜交替に午后の十時から午前の四時に至る間に於て就業せしむる場合及第五條第一項第二號に該當する場合に在りては、(一)に於けるよりも心身の疲勞甚しく其健康を害ひ、従つて生産力を滅殺すること夥しい故に少くとも毎月四回の休日と設け、而して職工の健康を保全せしむるものである
 休憩 一日の就業時間が六時間を超ゆるときは少くとも三十分、十時間を超ゆるときは少くとも一時間の休憩時間を就業時間中に於て與へ、以て職工の心身疲勞を防ぎ倦怠心を起させぬやうに努むるのである、次に休憩時間の配置は就業時間内に適當に之を爲すこと必要とし、決して就業時間の前後兩端に置くことを許さぬ、例へば就業時間が十二時間なるときは食事時間三十分を以て之を折半し、前後各六時間の中間に十五分宛の休憩時間を設け、又就業時間が十時間以内なるときは始業五時間前後に於て三十分の休憩時間を設くるが如き即ち其一例である、

此の様に休憩時間を配置しなければ折角拵へた休憩時間に關する制定も結局無駄になるからである

尙休日及休憩に關する詳細の事柄は施行命令と謂ふのに據つて之を知ることが出来る

轉換 職工を二組以上に分ち交替に夜業就業せしむる場合に於ては、夜(又)に午(前)の組に屬する職工は、疲勞其他衛生上の不利非常であるから、本條に於て十日間以内に各組の就業時間を相互轉換せしむべきことにした

白耳義 (工場法)

第七條 十六歳未満ノ幼少者并十六歳以上二十一歳未満ノ婦女ハ一週六日以上ノ勞働ニ使役スルコトヲ得ス

國王ハ事業ノ性質中止若クハ遲延スルコト得サル勞働ニ關スル工業ニ付テハ十四歳以上ノ少年者及二十一歳未満ノ婦女ヲ常時又ハ臨時ニ或ハ特

定ノ條件ヲ定メテ一週間七日ノ使役ヲ許可スルコトヲ得

前項ノ命令ハ如何ナル場合ニ於テモ一週一度ノ禮拜ノタメ必要ナル休憩時間并十四日日ニ全一日ノ休暇ヲ定ムヘキモノトス

不可抗力ノ場合ニ於テハ工場監督官、町村長及知事ハ各工業ニ關シ十六歳未満ノ幼少者并十六歳以上二十一歳未満ノ婦女ニ一週七日ノ使役ヲ許可スルコトアルヘシ此ノ許可ニ付テハ工業警察ノ職務ヲ有スル大臣ニ其ノ意見ヲ上申スヘシ

不可抗力ノ場合ニ於テ大臣ハ工場監督官ノ報告ニ基キ十六歳以上二十一歳未満ノ婦女ヲ數週間繼續シテ使役スルコトヲ許可スルコトアルヘシ但シ六週間以上ヲ超ユルコトヲ得ス

本條ハ千九百五年七月十七日發布日曜休暇ニ關スル法律第二十二條ニ依リテ之ヲ删除セリ

佛蘭西 (勞働者及被傭者ノ每週休日ニ關スル法律)

第一條 工業又ハ商業ヲ爲ス營造物及其ノ附屬場所ニ於ケル勞働者又ハ被傭者ノ每週就業日數ハ六日ヲ超ユルコトヲ得ス

此等營造物ハ其ノ施設ノ公私ヲ問ハス宗教的ナルト非宗教的ナルト又其ノ目的ノ教育若ハ慈善ニ在ルトヲ論セサルモノトス
每週休日ハ連續二十四時間ヲ下ラサルモノトス

第二項 每週休日ハ日曜日タルコトヲ要ス

但シ此等就業者ノ全部ニ對シテ日曜日ニ同時ニ休暇ヲ與フルトキハ公衆又ハ當該營造物ノ目的トスル事業ニ大ナル支障ヲ來タス場合ニ於テハ周歲又ハ或期間ヲ限り左ノ各號ニ掲クル休暇ヲ以テ之ニ代ユルコトヲ得

一 就業者ノ全員ニ對シ日曜以外ニ於テ休日ヲ與フルコト

二 日曜日ノ正午ヨリ月曜日正午迄ヲ休日トスルコト

三 日曜日午後ハ休暇ヲ與フルコト但シ其ノ代リトシテ順繰法ニ依リ十五日以内ニ一日ノ休暇ヲ與フルコト

四 就業者ノ全員又ハ其一部ヲシテ他ノ日曜日ニ於テ順繰休暇ヲ與フルコト

前項ノ方法ニ依ラントスルトキハ本法第八條ノ規定ニ例リ行政官廳ノ認可ヲ受ク可シ

獨逸 (營業法)

第三百三十六條 幼者(第三百二十五條)ノ就業時間ハ午前ニ之ヲ始メ午後八時後ニ終ルコトヲ得ス、就業時間ニ於テ毎日一定ノ休息時間ヲ設クヘシ、一日六時間就業スル幼者ニハ少クトモ三十分ノ休息ヲ與フヘシ、其ノ他ノ幼者ニハ少クトモ正午ニ一時間、午前及午後ニ各三十分宛一休息ヲ與フヘシ、幼者一日ノ就業時間カ八時間以内ニシテ午前及午後ニ於テ各四

時間以上連続就業セシタルコトナキトキハ午前及午後ノ休息時間ヲ與ヘサルモ妨ナシ

幼者ハ休息時間中操業スルコトヲ得ス又其ノ就業スル業務カ休息時間中全ク休止スル場合又ハ室外ニ於テ休息スルコト能ハス且ツ他ニ適當ノ休憩室ヲ設クルコト非常ニ困難ナル場合ニ非サレハ休憩時間中其ノ工場内ニ留マルコトヲ得ス

幼者ニ對シテハ日々就業ノ後少クトモ十一時間以上ノ連続セル休憩ヲ與フヘシ

日曜日及祭日其ノ他「カテヒユメン」「コンファイルマンド」「バイヒト」「コムムニオン」ノ如キ定式ノ精神教育ノ爲牧師ノ定メタル時間ニ於テ幼者ヲ使役スルコトヲ得ス

女子ニハ就業時間ノ間ニ一時間以上ノ正午休息時間ヲ與フヘシ

女子ニハ日々ノ労働時間後十一時以上ノ連続セル休憩ヲ與フヘシ家事ヲ擔當スル女子ニハ其ノ請求ニ依リ正午休息時間ヨリ三十分以前ニ退場ヲ許スヘシ但シ正午休息時間カ一時三十分間以上ナルトキハ此ノ限ニ在ラス

女子ハ分娩ノ前後ヲ通シテ八週間之ヲ使役スルコトヲ得ス、産婦ヲ再ヒ就業セシムル場合ニハ分娩後少クトモ六週間ヲ經過シタルコトヲ證明セシムルコトヲ要ス

埃太利 (工場法)

第七十四條甲 (一) 雇主ハ労働時間中ニ於テ職工ニ一時間以上相當ノ休憩ヲ與ヘ又業務ニ依リテハ正午一時間ノ休憩ヲ與フ可シ労働時間カ正午ノ前又ハ正午ノ後ニ於テ五時間以下ニ止マルトキハ正午休憩ヲ除キ休憩ヲ與ヘサルコトヲ得

(一) 前項ノ規定ハ夜業(第九十五條)ニ之ヲ準用ス

(二) 商務大臣ハ内務大臣ト協議シ商業會議所及工業會議所ニ諮詢ノ上實際ノ必要上業務ヲ中絶スルコト能ハサル特種ノ事業ニ付キ休憩時間ヲ相當ニ短縮スルコトヲ許スコトヲ得

第七十五條ノ第一條 日曜日ニ於テハ一切ノ工業労働ヲ休止スヘシ

第七十五條ノ第二條 日曜日ニ於ケル休止ハ各業務ノ全部ノ職工ニ付キ遅

クトモ各日曜日ノ午前六時ニ始マリ少クトモ二十四時間繼續スルコトヲ

要ス

印度 (工場法草案)

第二十一條 各工場ハ就業日中少クトモ六時間毎ニ三十分以上ノ休止時間

ヲ設クヘシ

左記ノ各工場ニハ前項ノ規定ヲ適用セス

一 監督官ノ認可シタル交代制度ヲ採用セル工場

二 規則ヲ以テ前項規定ノ適用ヲ除外シタル工場

第二十二條 各工場長ハ被雇者ニ對シ一週日内ニ少クトモ一日間ノ休暇ヲ與フヘシ

前項ノ休暇ハ日曜日ニ於テスヘシ但シ工場長ガ其被雇者ノ全部又ハ一部ノ休暇ヲ日曜以外ノ日ニ於テスヘキコトヲ監督官ニ届出テタル場合ハ此限ニアラス

本條ノ規定ニヨリ各工場ニ定メタル休日中ニ労働ニ服スルモノハ凡テ本法ニ違反セルモノト認ム

工場ノ器械其他ノ修覆ニ従事セル器械長、器械手、工匠及労働者ニ對シテハ本條ノ規定ヲ適用セス

英領印度

第六條 (一)検査官ノ承諾ヲ經テ職工ノ交替ヲ爲サシムル工場ヲ除ク外午前五時以前又ハ午後八時以後女工ヲ使役スルヲ禁ス (二)工女ノ使役ハ一日十一時間ヲ超ユヘカラス (三)一日十一時間女工ヲ使役スルトキハ一日間ニ一時半ニ相當スル休息時間ヲ就業中一回又ハ數回ニ分チ與フヘシ但シ勞働時間十一時ニ充タサルトキハ之ニ比例シ休憩時間ヲ減少スルコトヲ得 (四)印度總督ハ官報ニ公告シ本條ノ一部又ハ全部ヲ或ル種ノ工場又ハ或ル特別ノ業務ニ從事スル女工ニ適用スルコトヲ得

第七條 (一)九歳未満ノ少年者ハ之ヲ使用スヘカラス (二)午前五時以前又ハ午後八時以後ニ少年者ヲ使役スルコトヲ禁ス (三)少年者ノ使役ハ一日通計七時間ヲ超ユヘカラス (四)少年者ノ就業一日六時間ニ互ルトキハ少クモ三十分ノ休憩ヲ就業時間中一回又ハ數回ニ分チ與フヘシ

第八條 工場内ノ器械運轉中ハ少年者ニ之ヲ掃拭セシムルヲ禁シ又蒸氣力、水力其他ノ器械力ニ依リテ自動スル器械ノ固定部ト移動部トノ中間ニ於テ其運轉中少年者ヲ使役スルヲ得ス

第八條 天災事變ノ爲又ハ事變ノ虞アル爲必要アル場合ニ於テハ主務大臣ハ事業ノ種類及地域ヲ限リ第三條乃至第五條及前條ノ規定ノ適用ヲ停止スルコトヲ得

避クベカラザル事由ニ因リ臨時必要アル場合ニ於テハ工業主ハ行政官廳ノ許可ヲ得テ期間ヲ限リ第三條ノ規定ニ拘ラス就業時間ヲ延長シ、第四條乃至第五條ノ規定ニ拘ラス職工ヲ就業セシメ又ハ前條ノ休日ヲ廢スルコトヲ得

臨時必要アル場合ニ於テハ工業主ハ其ノ都度豫メ行政官廳

二届出テ一月ニ付七日ヲ超エサル期間就業時間ヲ二時間以
内延長スルコトヲ得

季節ニ依リ繁忙スル事業ニ就テハ工業主ハ一定ノ期間ニ付
豫メ行政官廳ノ認可ヲ受ケ其期間中一年ニ付百二十日ノ割
合ヲ超ヘザル限り就業時間ヲ一時間以内延長スルコトヲ得
此場合ニ於テハ其認可ヲ受ケタル期間内ハ前項ノ規定ヲ適
用セス

(註釋) 本條は非常特別の場合に於ける主務大臣又は其の他の官廳の處分を規
定したものである

本法に規定する就業時間及夜業の制限等は平時之れが實行を期すべきことは勿論
である、雖然天災事變の場合又は事變の起るべき虞あるが如き非常特別の場合に

際しては臨機の處置に出でなければならぬ、而して非常特別の場合とは一般的に
事態重大ならずとするも、而も工場にとりては一種の事變であつて常軌に依
りて就業することの出来ない場合をも包含されておる

一、主務大臣の停止命令 火災地震洪水等の天災が生じたる時又は戦争等の事
變が起る虞あるときは、職工員數の減少又は出產高の激増等の關係から一般規定
に依據することの出来ない事情がある、故に斯る場合に於ては主務大臣は事業の
或る種類及一定の地域を限り第三條乃至第五條及前條の適用の停止を命ずること
が出来得るのである

二、行政官廳の許可に因る休日休憩の廢止 工場が一時事業を休止したる場合の
如き其の他避くることの出来ない事由に因りて臨時必要ある場合に於ては、工業
主は行政官廳の許可を得て、期間を限定して第三條に規定せる十二時間を延長
し、第四條第五條に於て禁せる夜業にも幼少年者及婦女子をして業に就かしめ又

は休日きゅうじつを廢はいすることが出來できるのである

三、工業主こうぎょうしゅの届出とけいしゅつに因よる時間延長じかんえんじやう 避まくべからざる事由じゆいの有無あるかなしは兎とに角臨時必要かくりんじひつぎやうを生しやうじたる場合ばいに於おて許可きょかの手續てつぎを爲なしむるものは時機ときを逸いつする虞おそれがあるから、工業主こうぎょうしゅをして其都度前そのときごとくまへもつ以て行政官廳ぎやうせいぐわんちやうに届出とけいしゅつでしめ、以て就業時間くわつじぎかんを二時間以内じかんい延長のばすることが出來得できうる、但し斯かる場合ばいにて其延長期間そのばすあひだは決けつして一ヶ月つきに付七日にちを超こゆることは出來できない

四、行政官廳ぎやうせいぐわんちやうの認可にんかに因よる時間延長じかんえんじやう 季節きせうに依より繁忙いそがわしい事業じぎょうに付ても尙ほ原則げんそく的規定てきぎだんを遵守まもるを要やうするものとするときは、産出高せいさんだかの増加ますを妨さまたげ需要じゆぎやうを満足みだせしむることが出來できない、我が工業經濟こうぎょうけいぎ上不尠じやうすくなからず利益りやくを生しやうずべき所ところから、斯かる場合ばいに於おては工業主こうぎょうしゅをして豫あらかじめ行政官廳ぎやうせいぐわんちやうの認可にんかを受けしめ、以つて一年ねんに付つき百二十日にちの割合わりあひを超こえない期限中きげんちゆう就業時間くわつじぎかんを一時間以内じかんい延長のばすることが出來できるのである

一年ねんに付つき百二十日にちの割合わりあひであるは繁忙季節いそがしいきせうが一回ひとのときは繼續けいぞくして百二十日にちを超こゆることが出來できない、若し二回以上くわいにじやうあつたとすれば各回べつべつの延長期間のばしきかんを通算つうさんして百二十日にちを超こへないことを云いふのである
斯かく時間延長じかんえんじやうの認可にんかを受けたる場合ばいには斷だんじて其期間内そのきかんちゆうは前項ぜんかうに於ける届出とけいしゅつに因よる時間延長じかんえんじやうは之これを許ゆるさない

許可きょかとは一般はんに許ゆるされる行爲こうゐを或る場合ばいに於て許す行政處分ぎやうせいしよぶんである、本條ほんじょうに基もとづき許可きょかを要やうすべき場合ばいは第二項だいにに規定きぎていする十五歳未滿さいごみまんの者もの及女子おとよびをんなの就業時間くわつじぎかんの延長のばをなすべき場合ばいと夜間労働よるのはたらきまた又は休日廢止やすみひいしに關するものであつて、是等これらは總べて一般はんに禁止きんしされ居るのである(一)即ち第三條だいにに十五歳未滿さいごみまんの者もの及女子おとよびをんなに就つき其従事そのじゆうじする業務しぎよの種類たぐいを主務大臣しゆむだいじんに於て指定ししていし本法施行ほんぽしやうの日ひより十五年後ねんごは十四時間じかんのう以上へ労働せしむることを得えざると及び是等條件これらでうけんを具備そなへざる場合ばいは決けつして十二時間じかんのうを超こえて就業くわつじぎをしむることを得えざる一般的小禁止はんてききんしに對し避まくべからざる事由じゆいに因より

臨時必要の場合には例外とし、行政官廳の許可を得て時に之れを十四時間以上労働せしむることを得、(二)第四條に於て十五歳未満の者并に女子の夜業を禁止及び第五條に於ける十四歳未満の者及二十歳未満の女子にして同條第一項第一號乃至第三號記載の業務に従事する職工をして本法施行後十五ヶ年より夜業せしむること及び是等の條件を具備せざる場合に於ては一切夜業を禁ずる一般的规定に對し例外として夜業を許し又は第七條に詳細一般的禁止せる休日(やすみ)を廢しやうとする場合に許可を受くべきものである

伊太利 (營業條例)

二、工場職工

第九十六條甲 (一) 工場ニ於ケル職工ノ労働時間ハ休憩時間ヲ除キ一日十一時間ヲ超ユ可カラス

(二) 商務大臣ハ内務大臣ト協議シ商業會議所及工業會議所ニ諮詢ノ上

命令ヲ以テ特別ノ必要ニ基キ工業ノ種類ヲ限リ一日ノ労働時間ヲ一時間延長スルコトヲ得此工業ノ種類ヲ指定スル表ハ三年毎ニ之ヲ改正スルモノトス

(三) 其他商務大臣ハ内務大臣ト協議シ第七十五條第三項及第九十六條乙第四項ニ規定シタル業務ノ性質上中止ス可ラサルモノニ關シ常ニ必要ナル交代執業ヲナシ得ル爲メ労働時間ヲ斟酌スルコトヲ得

(四) 天災若クハ災害ノ爲メ日常ノ業務ヲ中止スルカ又ハ労働ノ需用カ臨時ニ増加セル場合ニ於テハ下級工業官廳ハ各工業ニ對シ三週間ヲ限り労働時間ノ延長ヲ許スコトヲ得其ノ三週間ヲ超ユル場合ニ於テハ地方行政廳之ヲ認許スルモノトス

(五) 急迫ナル場合ニ於テ一ヶ月内三日以上ニ涉ラサル限リ下級工業官廳ニ届出テ労働時間ヲ延長スルコトヲ得

(六) 工場ノ補助労働トシテ必ラス執業前後ニ於テ爲ササルヘカラサル
労働(釜焚點燈掃除)ニ關シテハ前記ノ規定ヲ適用セス但少年工カ此勞
働ヲ爲ストキハ此限ニ在ラス

(七) 延長時間ニ對シテハ特ニ賃銀ヲ支給スルコトヲ要ス

第九條 工業主ハ十五歳未満ノ者及女子ヲシテ運轉中ノ機械
若クハ動力傳導裝置ノ危険ナル部分ノ掃除、注油、検査若ク
ハ修繕ヲ爲サシメ又ハ運轉中ノ機械若クハ動力傳導裝置ノ
調帶、調索ノ取附ケ若クハ取外シヲ爲サシメ其ノ他危険ナル
業務ニ就カシムルコトヲ得ス

(註釋) 本條は幼少者及女子職工に對する工業主に對し危険豫防の義務を規定
したのである

歐米はもとより我邦の工場に於ても幼少者及女子職工が危険ある業務に従事して
不測の災害を醸した實例は決して尠くない。是れ蓋し婦女幼少者は危険を自覺い
た爲め、又は操業に熟達しない爲め、或は監督者の不注意に依りて危険を冒す場合
が多いためである、左れば是等危険なる作業に對しては各國孰れも婦女幼少者の
使用を禁止しないものはない
本條にて禁止せんとする事項は

一 危険、の最も大なる汽罐又は汽機、瓦斯若は石油機關、水車、發電機、電動機
の如き原動機並に電氣機械等の危険なる部分の掃除、注油、修繕等を取締る外、
鋸機械其の他動力作用の銳利なる刃物を有する機械、起重機、捲揚機等の如き機
械、抵抗器、變壓器、開閉器の如き電氣裝置、其の他婦女幼少者の取扱に對し
危険なる部分を有するものに付前記作業を禁止しようとするのであるけれども此
等機械若は裝置の一切の取扱を禁止する譯ではない、又是等機械又は裝置は現

實使用中であつて始めて危険なるものであれば、止動して居るか又は蒸気若は電氣を有せないものは危険ではない、従て本條の適用を受けないことは勿論のことである機械若は装置の危険なる部分とは、例へば、勢輪、齒輪、調帶車、車軸、車軸接手、曲柏、聯桿器、連接桿、嚙子桿、轉子、銳利なる刃物、阻汽弁、發電子、發電氣の「ブラッシュ」及「コムミューテートル」高壓電線等の如きものである

一 調帶、調索の取付又は取外は完全なる「ベルトシフター」を用ゆる場合、又は小さい調帶、調索であつて危害の程度極めて軽いものは當然除外するのである

三 其他危険なる業務とは之を例示すれば足場、軸道等の如き高所にて作業を爲すことを云ふのである

英吉利 (工場條例)

第十條 (一) 工場ニ於ケル機械ノ柵圍ニ付テハ左ノ規定ニ從フヘシ

- (イ) 昇降機及機關室内ニアルト否トヲ問ハス蒸氣力、水力又ハ其他ノ機械力ト聯結セル勢輪及斯ノ知キ原動力ニ依リテ運轉スル水車又ハ機關ノ部分ニハ必ス堅牢ニ柵圍ヲ施スヘシ
- (ロ) 他ニ安全ナル方法ノ設ケナキ水車据付所ニハ据付所ニ密接シテ柵圍ヲ設クヘシ
- (ハ) 機械ノ危険ナル部分及傳動装置ノ各部ハ安固ニ圍繞スルカ又ハ圍繞シタルト同シク其工場ニ於テ使役セラレ又ハ執務スル者ニ對シ安全ナル位置ニ置キ又ハ安全ナル構造ト爲スヘシ
- (ニ) 柵圍ヲ施シタル部分ノ修繕中若ハ検査中又ハ掃除、注油、傳導装置ノ變更若ハ機械ノ整理ノ爲メ其ノ部分ヲ露出スル場合ヲ除クノ外柵圍ハ機械ノ運轉又ハ使用中常ニ其用ヲ爲サシムル様之ヲ保存スシ

(二) 本條ノ規定ニ從ハサル工場ハ本條例ニ違反シタルモノト看做ス

第十一條 (一) 工場及手工場又ハ本條例ノ規定ヲ適用スヘキ場所ニ於テ蒸

氣ヲ發生スル爲メニ使用スル汽罐ハ單獨ニ設ケタルト二個以上聯續セル
トヲ問ハス左ノ規定ニ從フヘシ

(イ) 正確ナル安全弁及汽罐内ノ蒸氣ノ壓力并水量ノ高低ヲ示スヘキ
汽壓計及ヒ水量計ヲ備付ケ且ツ

(ロ) 少クトモ十四ヶ月毎ニ一回相當ナル人ヲシテ其全部ヲ検査セシ
ムヘシ

(二) 汽罐、安全弁、汽壓計及水量計ハ正確ナルモノタルコトヲ要ス

(三) 成規ノ箇條ヲ具備シ成規ノ方式ニ依リテ作りタル検査報告書ハ十
四日以内ニ工場又ハ手工場ノ記録ニ記載スルカ又ハ之ニ綴リ込ムヘシ此
報告書ニハ検査シタル者署名シ若シ其検査人カ汽罐検査會社又ハ検査組

合ノ検査員ナルトキハ其會社若ハ組合ノ技師長之ニ署名スヘシ

(四) 本條ノ規定ニ從ハサル工場又ハ手工場ハ本條例ニ違反シタルモノ
ト看做ス

(五) 本條ノ規定ハ鐵道會社ニ屬シ且ツ其ノ使用ニ係ル機關車ノ汽罐又
ハ皇室ニ屬シ若ハ其專用ニ係ル汽罐ニ之ヲ適用セス

(六) 本條ノ適用ニ關シテハ貸工場又ハ貸手工場ノ全部ハ之ヲ一ツノ工場
又ハ手工場ト看做シ其ノ所有主ヲ以テ工業主ト看做ス其ノ所有主ハ本條
ニ定メタル報告書ヲ記載スヘシ

第十二條 (一) 一八九六年一月一日以後ニ設ケラレタル工場ニ於テハ業
務上他人ノ通行スヘキ場所ニ對シテ自動機械ノ運轉部分ヲ固定セル構造
物(其ノ機械ノ一部ニ非サルモノ)ヲ距ルコト十八「インチ」以内マテ進行セシムルコトヲ
得ス但シ本項ノ規定ハ綿絲又ハ羊毛紡績機械ノ運轉部分ヲ他ノ機械(同

シク綿絲又ハ羊毛紡績機械ヲ距ルコト十八「インチ」マテ進行セシムルコトヲ妨ケス

(二) 工場ニ於テハ自動機械力運轉ヲ中止スルトキニアラサレハ其固定部分ト運轉部分トノ間ニ職工ノ居ルコトヲ認容スヘカラス但シ自動機械ノ前面ハ之ヲ除ク

(三) 女工、少年工、幼年工ハ蒸氣、水力又ハ其他ノ機械力ニ依リテ運轉中ナル自動機械ノ固定セル部分ト運轉部分トノ間ニ於テ就業スルコトヲ得ス

(四) 工場ニシテ本條ノ規定ニ違反シテ運轉部分ヲ進行セシムルモノハ本條例ヲ遵守セサルモノトナシ、本條ニ違反シテ前述ノ場所ニ居ルコトヲ認容セラル、モノ又ハ前述ノ場所ニ於テ就業スル者ハ本條例ニ違反シテ使役セラルルモノト看做ス

第十三條 (一) 蒸氣、水力又ハ其他ノ機械力ニ依リテ機械ノ運轉スル間

ハ左ノ場所ノ掃除ニ幼年工ヲ使役スルコトヲ得ス

(イ) 機械ノ各部

(ロ) 工場ノ上部ニ取付ケタル傳動裝置以外ノ機械ノ下ニ於ケル場所

(二) 機械力蒸氣、水力又ハ其他ノ機械力ニ依リテ運轉スル間ハ其機械ノ危険ナル部分ノ掃除ニ少年工ヲ使役スルコトヲ得ス監督官カ工場主ニ對シテ危険ナル旨ヲ指示シタル部分ハ反對ノ證明アルマテ機械ノ危険ナル部分ト推定ス

(三) 工場ニ於テ製造用ノ機械ヲ行進セシムルカ爲メ運轉中ナル傳動裝置ハ少年工又ハ女工ヲシテ之ヲ掃除セシムルコトヲ得ス

(四) 本條ヲ遵守セスシテ幼年工、少年工又ハ女工ヲシテ掃除ヲ爲サシムル者ハ本條例ニ違反シタルモノト看做ス

第十條 工業主ハ十五歳未満ノ者ヲシテ毒藥、劇藥其ノ他有害
 料品又ハ爆發性若クハ引火性ノ料品ヲ取扱フ業務及著シク
 塵埃、粉末ヲ飛散シ又ハ、有害瓦斯ヲ發散スル場所ニ於ケル
 業務其ノ他危險又ハ衛生上有害ナル場所ニ於ケル業務ニ就
 カシムルユトヲ得ス

(註釋) 本條は幼少者及女子に對する衛生上に關する工業主の義務を規定した
 のである
 前條に於て説明せる如く幼少者は身體の發育不充分であつて注意及知識の不足な
 る所から不知不識の間に受くべき危險、並に衛生上劇甚なる危害を及ぼすことか
 其數頗る夥しい、各國に於ても亦此軌を逸せざる爲め各法令を設け以て幼少者を
 保護しておる、本條に於て禁じたる事項は

- (一) 毒藥劇藥其他有害料品を取扱ふ業務 有害料品とは例へばチアン水素酸、チ
 アン化合物、砒素、砒素化合物、水銀、水銀化合物、燐、燐含有物、硫酸、硝
 酸、鹽酸、苛性カリ、苛性「ナトロン」等の毒性又は劇性品を云ふのであつて、
 斯る有毒性品を直接に取扱はしむることを禁じたのである
- (二) 爆發性發火性若くは引火性の料品を取扱ふ業務 本項に屬すべき料品は例へ
 ば「エーテル」、「ベルチン」、二硫化炭素等の危険性を有する物であつて、是れ
 亦直接に取扱はしむることを禁じたのである
- (三) 著しく塵埃、粉末を飛散する場所に於ける業務 とは之を例へば土石、鑛物、
 骨角等の粉碎、篩別又は檻樓、綿、麻、獸毛、藁等の選別、梳解、截斷等に依
 り著しく塵埃、粉末を飛散する場所に於ける業務を禁じたのである
- (四) 有害瓦斯を發散する場所に於ける業務 とは有毒性瓦斯體例令はチアン水素
 酸、砒素、水銀、燐、鉛、亞鉛、「クローム」、「クロール」、「フルオール」、「アニ

リン^等の有毒^が瓦斯^がが飛散^{する}場所^に於ける^{作業}であつて、是等^は極めて^{周密}な注意^{を要する}場合^{である}、故に^{何れも}幼少者^{に對し}危害^{程度}の特に^{劇甚}なるものである

今本條^{の適用}を受^{くべき}有害^{物品}、危險^{物品}、塵埃^{粉末}と成り^て飛散^{し易き}物品、及び^{有害}瓦斯^{の主なる}もの^に付^き其^{の用途}、取締^{るべき}工場^{の種類}及^{幼少者}使用^{禁止}に關する^{適用}、并に^{人體}に有害^{なる程度}を表示^{すれば}左^{の通り}である

(甲)有害^{物品}の主なる^{もの}

品名	主たる用途	取締るべき工場の種類	工場に於ける幼少者使用禁止の部分	人體に有害なる程度
チアン水素酸金メッキ用	チアン水素酸及チアン化合物工場	チアン瓦斯發散ノ場所	チアン化合物取扱ノ場所	チアン中毒
砒素化合物	動物製薬用、顔料製薬工場	砒素及砒素化合物製造工場	砒素及砒素化合物取扱ノ場所	砒素中毒

(乙)危險^{物品}の主なる^{もの}

品名	主たる用途	取締るべき工場の種類	工場に於ける幼少者使用禁止の部分	人體に有害なる程度
水銀化合物	電解装置用、計量器用、煉用、金剛精製用	電解工場、鏡製造工場、計量器製造工場、金剛精煉工場	水銀蒸氣發散ノ場所、水銀及水銀化合物取扱ノ場所	水銀中毒
磷(黄又、白磷)含有物	磷寸製造用	磷製造工場、磷寸製造工場	磷蒸氣發散ノ場所、磷寸工場ノ調合、花付、乾燥室	磷中毒
硫酸	磷灰肥料製造用、アルカリ製造用、其他各種工業原料	人造肥料製造工場、各酸類製造工場、アルカリ工場、硝化セルローズ製造工場	焚硫爐、煎熬室、硝化セルローズ製造作業室、其他酸性瓦斯發散ノ場所	腐蝕性組織破壞、呼吸器粘膜炎、欣衝

品名	主たる用途	取締るべき工場の種類	工場に於ける幼少者使用禁止の部分	人體に有害なる程度
苛性ナトリオン	石鹼各種工業原料	石鹼紙製造工場	煎熬室	腐蝕性組織破壞
ベニ炭素	用、脂、油、蠟製造用、他、溶劑、其	脂肪、油、蠟製造工場、擬革製造工場	製造作用室	爆發、引火の危險

(丙)塵埃^{粉末}と成り^て飛散^{し易き}物品^{の主なるもの}

品名	主たる用途	取締るべき工場の種類	工場に於ける幼少者使用禁止の部分	人體に有害なる程度
陶磁器原料	陶磁器製造用原料	各種(上欄品)ノ製造工場	原料粉砕室	呼吸機關、鼻目等ノ傷害
燐石鑛	燐製造用原料、燐酸石灰肥料	燐製造工場	鑛石粉砕室	同
骨角	建築、土工用	セメント製造工場	原料又ハ製品ノ粉砕室	同
例ノ類	アブラシ、化粧具、其他具	アブラシ類製造工場	有害ナル塵埃粉末ノ飛散スル場所	同
蠶	製紙原料	紙工場	選別室又ハ截斷室	呼吸機關、鼻目等ノ傷害、傳染病
麻、古麻	織製紙原料	麻織製工場	撰別室、截斷室又ハ梳解室	同
綿、古綿	綿織製原料	綿織製工場	編績工場ノ起毛室	同
獸毛	アブラシ原料	アブラシ製造工場	選別室又ハ梳解室又ハ截斷室	同

(丁)有害瓦斯の主なるもの

品名	主たる用途	取締るべき工場の種類	工場に於ける幼少者使用禁止の部分	人體に有害なる程度
クロール瓦	晒粉、鹽加里原料	晒粉製造工場	クロール瓦斯發散の場所	呼吸機關、鼻目等ノ傷害
クロール瓦	硝子腐蝕用	腐蝕硝子製造工場	フルオール瓦斯發散の場所	呼吸機關、鼻目等ノ傷害、鼻目等ノ組織破壊
アニリン	染料ノ原料	アニリン製造工場	製造作業室	中毒

英吉利 (一九〇一年工場及手工場條例)

第一條 (一) 次ノ規定ハ家内工場ヲ除クノ外本條例ニ規定セル各工場ニ適用ス

- (イ) 工場ヲ清潔ナラシムルコト
- (ロ) 溝渠、厠、便所其ノ他ノ汚穢物ヨリ生スル臭氣ヲ防クコト
- (ハ) 作業中工場内ニ就業スル者ニ危険ヲ及ホシ又ハ健康ヲ害スル程ニ過多ノ人ヲ收容セサルコト

(ニ) 工場ニ於テ作業工程中又ハ手工中ニ發散スル衛生上有害ナル瓦斯、蒸汽、塵埃又ハ他ノ不潔物ヲシテ實行シ得ヘキ限リ衛生上無害ナラシムル方法ヲ以テ空氣ノ流通ヲ計ルコト

(三) 工場、手工場及仕事場ニシテ清潔ナラサルモノ又ハ空氣流通ノ充分ナラサルモノ若ハ多數人ヲ收容セルモノニ關シテ規定セル一八七五年ノ公共衛生條例第九十一條ノ規定ヲ適用スヘキ工場ニハ之ヲ適用セス

(四) 工場清潔ニ關スル本條ノ規定ヲ遵守スルカ爲メ工場各室ノ内壁、天井又ハ上部(漆灰ヲ以テ塗レルト否トヲ問ハス)及通路、階段ニシテ少クトモ七年内ニ一回油若ハ「ワニス」ヲ以テ塗ラサルモノハ(本條ニ基キテ設定シタル除外例ヲ除ク)最後ニ洗滌セシ日ヨリ起算シテ少クトモ十四ヶ月間毎ニ一回石灰洗滌ヲ爲スヘシ、油又ハワニスヲ以テ塗リタルモノハ最後ニ洗滌シタル日ヨリ起算シテ少クトモ十四ヶ月間毎ニ一回湯及石鹼ヲ以テ洗滌スヘシ

(五) 特種ノ工場又ハ其ノ一部ニ石炭洗滌又ハ洗滌ニ關スル本條ノ規定ヲ適用スルノ必要ナシト認メタルトキカ又ハ特別ノ事由ニ因リテ適用スルコト能ハスト認メタルトキハ内務大臣ハ特ニ其種ノ工場若ハ其ノ一部ニ對シ命令ヲ以テ本條ノ適用ヲ除外スルコトヲ得

(六) 本條ヲ遵守セサル工場ハ本條例ニ違反シタルモノト認定ス

第二條 (一) 工場、手工場及仕事場ニシテ清潔ナラサルモノ又ハ空氣流通ノ不充分ナルモノ若ハ多數人ヲ收容セルモノニ關シテ規定セル一八七五年ノ公共衛生條例第九十一條ノ規定ハ前條ノ規定ヲ適用セル各工場ヲ除クノ外一切ノ工場及工作ニ之ヲ適用ス

(二) 一八七五年ノ公共衛生條例ニ該當スル各手工場及仕事場ニ於テハ溝渠、廁所又ハ其他ノ汚穢物ヨリ生スル臭氣ヲ防クヘシ若シ違反スル

トキハ公共衛生ニ關スル法律ニ依リ處分セラレヘシ

(三) 衛生醫官又ハ汚物監視吏員ノ證明書ニ依リ地方廳ニ於テ労働者ノ衛生ノ爲ニ手工場又ハ其一部ニ石灰洗滌又ハ其他ノ清潔方法ヲ行フノ必要アリト認メタルトキハ地方廳ハ工場主又ハ占有者ニ對シ其手工場ノ全部又ハ一部ヲ石灰洗滌シ其他清潔方法ヲ施スヘキコトヲ書面ヲ以テ告知スヘシ

(四) 前項ノ告知ヲ受ケタル者指定ノ時日内ニ之ヲ爲ササルトキハ其怠慢ノ日數ニ應シ每一日ニ付十「シルリング」ヲ超ヘサル罰金ニ處ス但シ地方廳ニ必要ト認ムルトキハ手工場ノ全部一部ニ石灰洗滌其他ノ清潔方法ヲ施シ其費用ヲ本人ヨリ徴收スルコトヲ得

(五) 本條ノ規定ハ一八九一年公共衛生倫敦條例ノ適用ヲ受クル手工場又ハ仕事場ニハ之ヲ適用セス

(第三條)

(一) 就業室ノ氣容カ其室内ニ同時ニ使役セララルル人數ニ對シ一人ニ付二百五十立方呎ヨリ少ナキトキ又ハ定時間外就業ノ場合ニ於テ一人ニ付四百立方呎ヨリ少ナキトキハ工場ニ在リテハ本條例ニ依リ手工場ニ在リテハ公共衛生條例ニ依リ其群集ノ程度カ職工ノ健康ニ危險又ハ有害ナルモノト認ム

(二) 内務大臣ハ命令ヲ以テ電燈以外ノ人工燈火ヲ使用スル時間ニ付キ又ハ特種ノ製造若ハ手工ニ付キ二百五十立方尺又ハ四百立方尺ノ割合ヲ増加スルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ其ノ命令ノ定ムル所ニ依リ本條ノ規定ヲ準用ス

(三) 家内工場ニ非サル手工場又ハ仕事場ニシテ晝間工場トシテ使用シタル場所ヲ夜間寢室ニ使用スル場合ニハ内務大臣ハ命令ヲ以テ本條ニ規定スル氣容ノ割合ヲ増加スルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ其ノ命令ノ定ム

ル所ニ依リ本條ノ規定ヲ準用ス

(四) 各工場及手工場ニ於テハ本條ニ依リ其工場又ハ手工場ノ各室ニ於テ使役シ得ヘキ職工ノ人數ヲ記載シ之ヲ揭示スヘシ

第四條 (一) 地方廳ニ於テ本條例又ハ工場、手工場、仕事場ニ適用スヘキ公共衛生條例ノ條項ヲ執行セスト認ムルトキハ内務大臣ハ期間ヲ指定シテ監督官ヲシテ其條項ヲ執行スル爲メ必要ナル手續ヲ執ラシムルコトヲ得

(二) 前項ノ命ヲ受ケタル監督官ハ其職責ヲ盡スニ當リ工場ニ對シテ有スル職權ト同一ノ職權ヲ手工場及仕事場ニ對シテ行ヒ且本條例若ハ公共衛生條例ヲ執行スル爲メ又ハ違反者ヲ處罰シ若ハ違反ヲ匡正スル爲メ地方廳ノ爲スヘキ處分ト同一ノ處分ヲ爲スコトヲ得且ツ之ガ爲メニ要シタル費用ヲ他ノ人々ヨリ辯償セサルトキハ地方廳ヨリ徴收スルコトヲ得

第五條 (一) 監督官ニシテ工場及手工場ニ於テ溝渠、厠、便所、水道、汚穢物其他ノ者ニ關スル處置、怠慢過失ヲ發見シ且ツ其ノ行爲ハ本條例ニ依ラズ公共衛生條例ニ依リテ處罰若ハ匡正スヘキモノト認メタル時ハ其ノ事由ヲ記載シテ之ヲ工場又ハ手工場所在地ノ地方廳ニ通告スヘシ其ノ通知ヲ受ケタル官廳ハ右ノ報告ニ係ル事實ヲ取調ヘ法律執行ノ爲相當ト認メタル處分ヲナシ且ツ報告ニ依リテナシタル手續ヲ監督官ニ通告スヘシ (二) 本條例執行ノ爲メニ監督官ハ衛生醫官汚物監視吏員又ハ他ノ地方廳ノ吏員ヲ同行シテ工場又ハ手工場ニ立入ルコトヲ得

第十一條 前二條ニ掲ケタル業務ノ範圍ハ主務大臣之ヲ定ム前條ノ規定ハ主務大臣ノ定ムル所ニ依リ十五歲以上ノ女子ニ付之ヲ適用スルコトヲ得

(註釋) 前二條に於て婦女及び幼少者に對し禁止すべき業務の種類を抽象的に規定したが、本條の規定により主務大臣の命令を以て其業務を具體的に指定することと爲したのである、蓋し此規定がなければ工業主は各々自己に便益なる解釋をなし、其收益の増加を計らんが爲め幼少者の危害等を顧慮することなく彼等を危険有害の業務に使役するに至り、前二條制定の精神を没却するに至るからである。

女子は十五歳以上のものと雖も業務中危害の程度極めて高さものに付ては特に保護すべき必要がある。此場合主務大臣の命令によりて各個の場合に於ける事情に應じ前條規定を適用することが出來得る。

英吉利 (工場條例)

第七十三條 (一) 醫師カ工場又ハ手工場ニ就業スル患者ヲ診察スルニ當リ其患者カ鉛中毒、燐中毒、砒石中毒、水銀中毒ニ罹リ若ハ癩ヲ發生シ

タリト認ムルトキハ(本條ニ於テ要スル所ノ通知書ヲ前ニ送リシニ非ラサレハ)患者ノ氏名宿所及其診察シタル病症ヲ記載セル通知書ヲ倫敦内務省ノ工場監督長官ニ宛テ發送ス可シ本條ニ從ヒ通知ヲ爲シタルトキハ其醫師ハ二志六片ノ報酬ヲ受ク可シ此報酬ハ本條例ヲ執行スル爲メ内務大臣ノ所管費用ノ一部トシテ支出セラル可シ

(二) 醫師前項ノ通知ヲ怠リタルトキハ四十志以下ノ罰金ニ處ス
 (三) 工場又ハ手工場ニ於テ起リタル鉛中毒、燐中毒、水銀中毒又ハ癩ニ關スル通知書ハ之ヲ該區ノ監督官及検査醫ニ送致スヘシ危害ニ關スル本條例ノ規定ハ其規定ニ記載セル危害カ發生セルト同様ノ方法ヲ以テ此場合ニ之ヲ適用ス

(四) 内務大臣ハ特別命令ヲ發シ工場又ハ手工場ニ於テ起リタル病症ニ付キ本條ノ規定ヲ適用スルコトヲ得此場合ニ於テハ本條及之ニ關スル他

ノ規定ハ適用セラルヘキモノトス

第七十四條 車輪ヲ以テ磨碎塗藥若ハ研磨又ハ仕事ヲ行フガ爲メニ塵埃、瓦斯、蒸氣又ハ他ノ不潔物ヲ發散シ之ヲ吸入スル職工ノ健康ニ害ヲ與フヘキ工場又ハ手工場ニ於テ監督官カ旋風器其他ノ機械的裝置ヲ以テ有害物ノ大部ヲ除去シ得ヘキ事ヲ認メタルトキハ相當ノ期間内ニ之ヲ除去スルニ適當ナル旋風器若ハ其他ノ機械的裝置ヲ備フヘキ旨ヲ直ニ命スルトヲ得若シ之ヲ備ヘス若ハ保存セス又ハ使用セサルトキハ其工場又ハ手工場ハ本條例ニ違反シタルモノト看做ス

第七十五條 (一) 鉛、砒及其他毒性物ヲ使用スル工場ハ手工場ニ於テハ其ノ毒性物ヲ使用スル各室ニ於テ就業スル職工ノ爲メ適當ナル洗滌器ヲ裝置ス可シ

(二) 鉛、砒及ヒ其他毒性物ヲ使用スル爲メ塵埃又ハ蒸氣ヲ發散スル工場又ハ手工場ニ於テハ食事ノ爲メ又ハ食事時間中其ノ毒性物ヲ使用スル室内ニ職工ヲ留ムルコトヲ得ス工場又ハ手工場ノ他ノ室ヲ以テ職工ノ食堂ニ供スルノ設備ヲ爲ス可シ

(三) 本條ノ規定ヲ遵守セサル工場又ハ手工場ハ本條例ニ違反シタルモノトス

第七十六條 (一) 浸濕紡績事業ヲ行フ工場ノ部分ニ於テ職工ニ澆カレサル様水ノ飛發ヲ防止スル充分ノ裝置ヲナスカ又ハ湯ヲ用ユル場合ニハ職工室ニ蒸發氣ノ浸入セザル様充分ノ裝置ヲ設クルニアラサレハ女工、少年工又ハ幼年工ヲ使役スルコトヲ得ス

(二) 本條規定ヲ遵守セサル工場ハ本條例ニ違反シタルモノト看做ス

第七十七條 (一) 次ニ記載セル職業ヲ營ム工場及ヒ手工場ノ部分ニハ少年工及幼年工ヲ使役ス可ラス

- (イ) 水銀法ニ依ル鏡面ノ鍍業
- (ロ) 白鉛ノ製造
- (二) 硝子ヲ溶解シ又ハ之ヲ燒キ戻ス事業ニ關スル工場ノ部分ニハ少年工又ハ幼年工ヲ使役ス可カラス
- (三) 次ニ記載セル職業ニハ十六歳未滿ノ女工ヲ使役ス可カラス
- (イ) 飾ノナキ煉化又ハ瓦ノ製造又ハ仕上ケ
- (ロ) 鹽ノ製造又ハ仕上ケ
- (四) 次ニ記載セル職業ヲ營ム工場又ハ手工場ノ部分ニハ幼年工ヲ使役ス可カラス
- (イ) 金屬ヲ乾燥磨碎スル業務
- (ロ) 摺附木ニ頭藥スル業務
- (五) 本條ノ適用ヲ受クル工場又ハ手工場ニハ本條ニ依ル禁止ヲ揭示ス

可シ

第十二條 主務大臣ハ病者又ハ産婦ノ就業ニ付キ制限又ハ禁止ノ規定ヲ設クルユトヲ得

(註釋) 本條は職工にして病氣に罹つたもの又は産婦を保護せる規定である。工場内に於て最も注意を要すべきは即ち衛生問題である、若し工場内に病者殊に傳染性の疾患を有する職工がわり其取扱に注意を缺くならば、其の受くる害は獨り工場のみならず、公衆衛生に關係すること實に非常である、彼の八種傳染病以外、傳染性皮膚病、傳染性眼炎等の患者に付きては之れが使用を制限し又は禁止すべき場合がある、其他傳染性ではなくとも、疾病の性質程度に應じ職工の使用方法に制限を要するものがある、次に産婦の攝生は最も注意を要するもので、産後一定期間労働を制限する等相當の處置を爲さねばならぬ、外國の立

法例中には分娩後の女子には四週間乃至六週間の工場労働を禁止する規定を設けたるものもある。

其如何なる病症の患者に對して如何なる制限をなし又は禁止すべきか又た産婦に對しては如何なる制限を爲すべきやは本法に具體的に列記するとなく凡て之を主務大臣の指定に任じたのである。

英吉利 (工場條例)

第六十一條 工場及手工場ノ工業主ハ情ヲ知リテ産後四週間ヲ經過セサル女工ヲ使役スヘカラス

第十三條 行政官廳ハ命令ノ定ムル所ニ依リ工場及附屬建設物竝設備カ危害ヲ生シ又ハ衛生、風紀其ノ他公益ヲ害スル虞アリト認ムルトキハ豫防又ハ除害ノ爲必要ナル事項ヲ工業

主ニ命シ必要ト認ムルトキハ其ノ全部又ハ一部ノ使用ヲ停止スルユトナ得

(註釋)

本條は工場警察に關する行政官廳の處分に就ての規定である、

工場労働は其業務種類の如何を問はず多人數の集合し機械器具装置の下に就業するところから諸種の方面に向つて弊害を及ぼすことが尠くない、夫の職工の健康を害し安全を妨げ又は工場の外部に及ぼすへき危険、等は實に其主位を占むるものである、是れ等は主として工場及附屬建設物竝に設備の不完全又は職工取締の不行届に基因するものが多いから、既に各府縣に於ても各地の實情と須要とは應じ、警察令を以て之れが取締に關する規定を設け、汽機汽罐取締規則、製造場若くは火工場取締規則、男女職工取締規則等を發布し、警察官吏をして之れが施行の任に當らしめて居つた、斯の如きであるから公益を害するを防ぐ爲め本法中

此等工場の建設及び職工取締に關する事項を詳密に規定し、全國に互り整一の取締をなすは固より望まじきことであるけれども、工業の種類、勞役の性質、職工の多寡、工場規模、工場經濟の狀況等、千態萬狀であつてこれ等を一律の下に置かうとするは事實に於て爲し得べきことではない、況んや事多くは工業主の負擔に歸するから、法律規定の強行は經濟に餘裕のない工業主をして事業を廢止するの止むを得ざるに至らしむる虞れがある、依而本條は行政命令を以て、機宜に應じたる必要限度の取締を爲すの主義を採り、從來の取締程度を急に變革することを避け、漸次工場設備の改善を促進しやうとしたのである。

行政官廳の命令 本條に所謂命令とは勅令以下の命令即ち行政命令を指示するのであつて、行政命令とは法律を執行する爲めに又は公共の安寧を保護し及臣民の幸福を増進する爲めに行政官廳が發する命令を云ふのである、本條に依つて發すべき命令は工場及附屬建設物并設備が危害を生じ又は衛生、風紀を害する虞

ありと認むるときに於ける之れが豫防又は除害等の處分を命ずるのであるから、第二段の公共の安寧秩序を保持するために發生する命令である。

獨逸 (營業條例)

第二百十條乙 工業主ハ職工ノ行爲ニ關シ其ノ風紀ヲ維持スル爲必要ナル規則ヲ設ケ之ニ依リテ必要ナル處置ヲ爲スコトヲ要ス

職業ノ性質カ許ス限リハ男女ヲ別チテ就業セシムルコトヲ要ス但シ就業ノ組織カ風紀ヲ維持スルニ充分ナルトキハ此限ニ在ラス

職業ノ性質上衣服ヲ換ヘ又ハ終業後洗滌スルコトヲ要スル場合ニ於テハ男女ニ區別シタル換衣室及洗場ヲ設クルコトヲ要ス

便所ハ職工ノ數ニ適應シ、衛生ニ適シ且ツ風紀ヲ害スルコトナクシテ使用シ得ル様構造スルコトヲ要ス

佛蘭西 (工場法)

第十二條 危害ノ原因タリ又ハ過重ノ勞働タリ若ハ道德ヲ敗ルノ虞アルカ爲メニ婦女未成年女子及幼少者ニ許可ス可ラサル勞働ノ種類ハ命令ヲ以テ之ヲ指定ス

第十三條 作業方法又ハ發散物カ勞働者ノ健康ヲ害スルカ如キ不潔若ハ危険ナル造營物ニ於テハ各種ノ勞働者ニ對シテ特ニ命シタル準則ニ依ル場合ノ外婦女未成年女子及幼少者ヲ使役スルコトヲ得ス

第十四條 本法第一條ノ造營物及之ニ附屬スル建物ハ常ニ清潔ニシテ適當ナル採光、通風ノ設備ヲ有シ衛生及保安ノ爲メニ必要ナル一切ノ條件ヲ具備ス可シ
機械裝置ヲ有スル工場ニ於テハ車輪、調帶、齒輪其ノ他ノ機械ニシテ危害ノ原因タルヘキモノハ勞働者ヲシテ作業上必要アル場合ノ外妄リニ之ヲ近寄ラシメサル設備ヲ爲スベシ

井戸、窰及階段ノ降口ニハ圍障ヲ設クルコトヲ要ス、

第十四條 當該官吏ハ工場又ハ其ノ附屬建設物ニ臨檢スルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ其ノ證票ヲ携帯スヘシ

(註釋)

本條は工場ノ監督に従事する吏員ノ臨檢に關する規定である。

當該官吏 とは工場工業ノ監督を掌る官吏を云ふのである、工業に關する政務を掌る官廳は農商務大臣であるから農商務大臣は工場工業に關する専門吏員を任命し之を各府縣に配置し是等吏員をして監督せしむるので、從來工場を取締るべき官吏は警察官であつたが本法實施後に於ても尙工場に關する衛生風紀等の警察的取締は警察官をして之を執行せしむるのである、要するに當該官吏中には農商務大臣の任命せる吏員を工場所在地の警察官を包含しておる。

臨檢 とは工場監督官吏が其の監督の爲めに工場又は其の附屬建設物に臨場檢

査することを云ふので、此監督官吏が監督の爲めに工場に出張して検査する場合には當該官吏なることを證明する爲め證票を携帯せしめ以て不逞の徒の臨場又は不法臨檢を防禦するのである。

英吉利 (工場條例)

第百十九條 (一) 本條例ノ監督官ハ本條例ヲ執行スル爲メ左ノ權限ヲ有ス

- (イ) 工場、手工場又ハ其一部ニ於テ使役セラルル者アリト認ムヘキ相當ノ理由アルトキハ晝夜ヲ問ハス何時タリトモ之ヲ臨檢シ監視シ及ヒ検査スル權限及工場又ハ手工場ト認ムヘキ相當ノ理由アル場所ヘ晝間臨檢スル權限
- (ロ) 職務ノ執行ヲ妨害スト認ムヘキ相當ノ理由アルトキハ工場又ハ手工場内ニ警察官ヲ同伴スル權限

(ハ) 本條例ノ規定ニ依リテ調製スヘキ帳簿、證明書、揭示書及書類ノ提出ヲ要求スル權及之ヲ監視検査謄寫スル權限

(ニ) 工場、手工場ニ使役スル職工ニ關スル本條例及衛生法律ノ規定カ實行セラル、ヤ否ヤヲ訊問及検査スル權限

(ホ) 工場又ハ手工場ニ使役スル幼年工カ通學スルモノト認ムヘキ相當ノ理由アル學校ヲ臨檢スル權限

(ヘ) 自己單獨ニ或ハ適當ト認ムル者ト共ニ本條例ニ關スル事項ニ關シ工場、手工場又ハ前項ノ學校ニ在ル者若クハ二ヶ月前迄工場若ハ手工場ニ使役セラレタリト認ムヘキ相當ノ理由アル者ニ付キ尋問ヲ爲シ及其調書ニ捺印セシムル權限

(ト) 其他本條例ノ執行ニ必要ナル權力ヲ使用スルコト

(二) 工場及手工場ノ工業主、其ノ代理人及傭人又ハ監督官ノ要求ニ應

シ臨檢、監視、検査、訊問等工場手工場ニ關スル本條例ノ下ニ監督官カ
其事務ヲ執行スルニ必要ナル便宜ヲ與フ可シ

(三) 監督官カ本條ニ依リテ其職務ヲ執行スルニ當リ故意ヲ以テ之ヲ延
滞セシメ若ハ本條ノ規定ニ依ル請求ヲ拒ミ又ハ證明書及其他ノ書類ヲ提
出セス若ハ幼年工、少年工、女工ヲ其面前ニ出ツルコトヲ避ケシメンコ
トヲ謀リ若ハ之ヲ爲シタル者ハ本條例ニ依リテ監督官ノ職務執行ヲ妨害
シタルモノト看做ス

何人ト雖トモ自カラ犯罪ニ陥ルヘキ種類ノ質問ニ答ヘ又ハ證明ヲ與フル
ノ義務ナシ

(四) 本條例ニ依リ監督官カ其職務ヲ執行スルニ當リ之ヲ妨害シタル者
ハ五磅以下ノ罰金ニ處ス家内工場又ハ家内手工場ニアラサル工場又ハ手
工場ニ於テ之ヲ妨害シタルトハ其工場又ハ手工場ノ工業主ヲ五磅以下ノ

罰金ニ處シ夜間ノ犯罪ニ係ル者ハ二十磅ノ罰金ニ處ス家内工場又ハ家内
手工場ニ於テ之ヲ妨害シタルトキハ其工業主ヲ一磅以下ノ罰金ニ處シ夜
間ノ犯罪ニ係ルモノハ五磅ノ罰金ニ處ス工場ニ關シ犯罪後二ケ年内ニ本
條規定ノ犯罪ヲ二度以上犯シタルトキハ各犯罪ニ付キ一磅以上ノ罰金ニ
處ス

第二百一十一條 監督官ニハ一定ノ辭令書ヲ渡シ置キ工場手工場ヲ臨檢スル
ニ當リ工業主ノ請求アルトキハ之ヲ示ス可シ

第二百二十二條 (一) 内務大臣ノ定メタル規則ニ依リ監督官ハ本條例執行
ノ爲メニ免許醫中ヨリ若干ノ検査醫ヲ任命シ又ハ罷免スルコトヲ得
(二) 前項ノ任免ハ該醫師ノ請求ニ依リ内務大臣之ヲ取消スコトヲ得
(三) 工場、手工場ノ工業主若ハ之ニ利害關係ヲ有スル者又ハ其場内ノ
業務ニ付キ若ハ其工業ト關係アル特許權ニ付キ利害關係ヲ有スル醫師ハ

其工場又ハ手工場ノ検査醫タルコトヲ得ス

(四) 内務大臣ハ検査醫ノ指揮又ハ出張回数ニ關スル細目又ハ證明書ノ書式及検査醫ノ使用スヘキ他ノ書類ニ關スル規定ヲ設クルコトヲ得

(五) 内務大臣ノ命令ニ依リ検査醫ハ少年工又ハ幼年工ニ對シ特別ノ尋問又ハ再検査ヲ行フコトヲ得

(六) 検査醫ハ毎年一定ノ時期ニ其年度内ニ検査シタル者及検査成績ヲ一定ノ書式ニ依リ内務大臣ニ報告ス可シ

第二百二十三條 工場又ハ手工場ニ對スル検査醫ナキトキハ其工場又ハ手工場所在地ニアル救貧法醫官ヲ以テ一時其工場又ハ手工場ニ於ケル検査醫ノ職務ヲ行ハシム可シ

白耳義 (工場法)

第十二條 本法ノ施行ニ關シテハ政府ノ任命シタル官吏之ヲ監督ス

右官吏ノ職務ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第十三條 前條ニ依リ任命セラレタル官吏ハ第一條ニ掲クル工場ヲ自由ニ臨檢スルコトヲ得

前項ノ官吏ハ第十條ニ定メタル職工及職工簿ノ閱覽ヲ爲スコトヲ得

工業主、備主支配人其ノ代理人及職工ハ本法ノ施行上必要ナル工場監督官ノ質問ニ對シ答辯ヲ爲スヘシ

工場監督官ハ法律違反者アル場合ニハ調書ヲ調製スヘシ此調書ニ反證アルマテハ有效トス

調書ノ謄本ハ四十八時間内ニ違反者ニ送付スヘキモノトス然ラサレハ無効トス

第十四條 本法及本法施行ニ關スル勅令ノ規定ヲ故意ニ違反シタル工業主備主工場長及支配人ハ二十六「フラン」以上百「フラン」以下ノ罰金ニ處ス

ヘシ

右ノ場合ニ於テハ本法及勅令ニ違反シタル各職工ニ就キ罰金ヲ科スルモノトス但シ罰金ハ合計千「フラン」ヲ超過セサルモノトス

既ニ刑ニ處セラレタル者一ケ年内ニ再ヒ罪ヲ犯ス場合ニ於テハ合計二千「フラン」ヲ超ヘサル限度

佛蘭西 (工場法)

第十七條 工場監督官ハ警察官ト與ニ一八七四年十二月七日發布ノ巡回營

業ニ使役セララルル幼少者ノ保護ニ關スル法律ヲモ執行ス

本法中鑛山、石切場ニ關スル規定ハ商工大臣ノ指揮ヲ受ケ鑛山監督官及

鑛山技師之ヲ執行ス

第十五條

職工自己ノ重大ナル過失ニ依ラスシテ業務上負傷シ、疾病ニ罹リ又ハ死亡シタルトキハ工業主ハ勅令ノ定ムル

所ニ依リ本人又ハ其ノ遺族ヲ扶助ス可シ

(註釋)

本條は職務上負傷し、疾病に罹り又は死亡したる職工又は其の遺族を救済する規定である。

職工の業務上の疾病及災害に對しては工業主に於て相當の扶助を爲さしめなければならぬ、であるから外國では工場法の外、別に労働保險其他の制度を設け、是が救済を爲すべき途を啓いてある、我邦土では職工救済に關する法令は未だ制定されたる事なく、唯各工場毎に救済規則若くは救済組合等を設け以て是等災害を被りたる職工又は其の遺族を救済して居つた、けれども斯る災擧は比較的大工場に於て多く行はるゝのみで而も其救済方法は職工をして満足せしむる程度に在るものは其數頗る尠ない、若し夫れ小工場に至りては當に斯る規定組合等を設ざるのみでなく、甚しきに至りては業務上負傷又は疾病に罹りたる者に對し直に之を解

雇し又は醫師の治療を受しむることなく、汚苦しき一室に押し籠め買ひ薬手當を施すに過ぎない工業主が有る、是等は皆救済に付ての取締法令なきに因るものであるから、假令一般的規定と雖も本條を設けられたのは職工の奮勵心を増し工業發展に多大の影響を與へらるゝであらう、而して詳細の救済方法は勅令を以て之を定むることに規定してあるけれども此の如き施設は相當の準備と經費とを要するから、今遽に之を實行することは出來ない、故に政府は差當り現行鑛業法第八十條の規定に依り發せられたる明治三十八年六月農商務省令第十七號を參酌して、現下の急に應ずべき勅令を發する精神とのことである

(參照)

鑛業法施行細則第六十六條ニ依ル扶助金額

- 一 診察費及治療費ハ其ノ實額
- 二 療養ノ爲休業中ハ其ノ日數ニ相當スル賃金額ノ三分ノ一以上

三 葬祭料ハ十圓以上

四 遺族扶助料ハ死者ノ受ケタル賃金百分以上ニ相當スル金額

五 不具廢疾者扶助料ハ其ノ賃金ノ百分以上ニ相當スル金額

稼高ニ依リテ賃金ヲ定ムル場合ニ於テハ前項第二號、第四號及第五號ニ記載シタル賃金ハ前三十日間ノ就業平均額ニ依リテ之ヲ定ムヘシ

英吉利 (工場條例)

第一條 (一) 本法ニ依リテ支給セラルヘキ金額ハ

(イ) 損傷ノ爲メニ死亡シタル場合ニハ

- (1) 労働者カ全然自己ノ賃銀ニ依リテノミ生活セル家族ヲ殘シテ死亡シタルトキハ其死亡以前ノ滿三ケ年間ニ同一ノ雇主ノ職業ニ從事シテ受ケ得タル賃銀ノ額ニ相當スル金額ヲ補償額トシ若シ其金額百五十磅ニ滿タサル時ハ百五十磅トス但シ如何ナル場合ト雖トモ補償

金ノ總額ハ三百磅ヲ超過スルコトヲ得ス、本法ニ依リテ支給セシ週間支拂ハ之ヲ補償額ヨリ控除ス損傷ノ爲メニ死亡シタル労働者カ雇主ノ職業ニ従事スルコト三年ニ滿タサルトキハ同雇主ノ職業ニ實際従事シタル期間ノ賃銀ヲ一週間ニ平均シ其一週間平均賃銀ノ百五十六倍ヲ以テ三年間ノ賃銀ト看做ス

(2) 労働者死亡ノ當時労働者カ全然自己ノ賃銀ニ依リテノミ生活スル家族ヲ有セサルモ、幾分カ其賃銀ニ依ルモノアリタルトキハ如何ナル場合ト雖トモ前項規定ノ金額以内ニ於テ雙方ノ合意スル所ノ額ニ依リ若シ同意シ能ハサルトキハ本法ニ規定セル仲裁方法ニ依リテ決定シ之ヲ其家族ニ支給スヘシ

(3) 労働者死亡ノ當時家族ナキトキハ醫藥及葬儀ニ關スル相當ノ費用ヲ支給ス、但シ其額十磅ヲ超過スルコトヲ得ス

(ロ) 労働者カ職業ノ爲メニ負傷ヲ受ケ全ク不具トナルカ若クハ一部不具トナリタル場合ニ於テ労働者カ十二ヶ月以上勤續セルモノナルトキハ最後十二月間ノ平均一週間ノ賃銀ノ五割以内ヲ週間支拂トシテ不具ノ間労働者ニ支給ス若シ労働者ノ勤續十二ヶ月ニ滿タサルトキハ其雇主ノ下ニ勤續セル間ノ平均一週間賃銀ノ五割以内ヲ週間支拂トシテ支給ス但シ此週間支拂額ハ一磅ヲ超ユルコトヲ得ス

但シ

(イ) 不具カ二週間以内ニテ治癒シタルトキハ第一週ニ付テハ補償セ

ス
(ロ) 被害者カ其被害ノ當時二十一歳未滿ニシテ其平均週間賃銀カ二十「シルリング」ナル者ニシテ全部不具トナリタル場合ニ於テハ其平均週間賃銀ノ五割ニ代フルニ十割ヲ以テスヘシ但シ週間支拂額ハ如何

ナル場合ニ於テモ十「シルリング」ヲ超ユルコトヲ得ス

第二條 「賃銀」及「週間平均給料」ニ關スル本細則ノ規定ノ適用ニ付キテハ左ノ規定ニ從フ可シ

- (イ) 週間平均給料ハ其ノ労働者カ報酬ヲ受ケタル週ノ中最モ本人ノ利益ナル方法ヲ以テ計算ス可シ但シ其労働者ノ就業シタル期間カ短キノ理由ニ依リ又ハ使役カ一時的性質ナルコト若ハ使役ノ條件ニ依リ災害發生ノ日ヲ標準トシテ報酬ノ比例ヲ算出スルコト能ハサル場合ニ於テハ其ノ災害發生ノ前十二ケ月間ニ於テ同一雇主ニ使役サル同種ノ労働ニ關スル同階級ノ労働者ノ收得シタル週間平均給料ヲ以テ之ヲ算定ス此ノ如キ他ノ労働者ナキ場合ニ於テハ同地方ニ於ケル同種ノ労働ニ關スル同階級ノ労働者ヲ以テ其ノ標準トス可シ
- (ロ) 労働者カ二人以上ノ雇主ト勞務契約ヲ結ヒ或ル時ハ其ノ一人ノ

爲メニ又他ノ時ハ其ノ他ノ一人ノ爲メニ就業スル場合ニ於テ其者ノ週間平均給料ハ其ノ災害發生ノ當時ニ就業シタリシ雇主ニ全部使役セラレタリシモノトシテ之ヲ算定ス

(ハ) 同一ノ雇主ニ使役セラルトハ災害發生ノ當時ニ使役セラレタル程度ニ於テ同一ノ雇主ニ使役セラレタルコトヲ謂フ怠惰其他ノ事由ニ因リテ就業ヲ離レタルコトニ依リテ中斷セララルコトナシ

(ニ) 雇主カ特種ノ費用ニ充ツル爲メ或金額ヲ労働者ニ支拂フノ慣例アル場合ニ於テ其金額ハ給料ノ一部トシテ算入スルコトヲ得ス

第十六條

職工徒弟、職工徒弟タラムトスル者若ハ工業主又ハ

其ノ法定代理人若ハ工場管理人ハ職工徒弟又ハ職工徒弟タラムトスル者ノ戸籍ニ關シ戸籍吏ニ對シ無償ニテ證明ヲ求

ムルコトヲ得

(註釋) 本條ハ職工又職工徒弟たらんとする者の戸籍に關する證明に付き職工業主等に特典を與へた規定である

本法に於ては職工の年齢に制限を設けた所から工業主及職工に戸籍上の年齢を證明する必要が起る、其の他職工の雇入、解雇等に關し職工の本籍、身分、姓名及夫等親族關係を明にする必要が有る、故に是等の證明に關して戸籍吏は別段手数料を徴することなしに證明を與へるのである

職工徒弟とは授業料を支拂ふと否と又は賃銀の支給を受くると否とを問はず業務教習の爲め工業主に使用せらるる者を云ふのである、徒弟は夫の一時生活の困難を救はんが爲めに雇はるる職工とは異なり工場に入りて其の業務を修業し鍛錬せる技術家たらんことの希望者であるから工業界に於ける第二代の手足なりと云ふことが出來得る、故に工業主は彼等を待つこと懇切にし決して彼等をして工業

主虐待に因り嫌厭し中途工場より退去するやうのことなからしめねばならぬ、次條に徒弟に關する事項は勅令を以て之を定むと規定してあるけれども參考の爲めに獨逸國に於て工業主と徒弟との關係を規定した法令を示さう

獨逸營業條例第三章徒弟ノ關係

第一節 總則

第二百二十六條 公權ヲ剝奪セラレタル者ハ徒弟ヲ收容教習スルコトヲ得ス

第二百二十六條甲 委託ヲ受ケタル徒弟ニ對シテ數回重大ナル義務違反ヲ爲

シタル者又ハ行狀不良ニシテ徒弟ノ收容教習ニ不適當ナリト認ムヘキ事

實アリタル者ハ終身又ハ一定ノ期間徒弟ヲ收容教習スルコトヲ得ス

精神上又ハ身體上缺點ニ依リ徒弟ノ教習ニ不適當ナル者ハ徒弟ノ教習ヲ

爲スコトヲ得ス

前二項ノ處分ハ下級行政官廳ニ於テ之ヲ爲ス、此處分ニ對シテハ訴願ヲ

提起スルコトヲ得、訴願ノ手續及官廳ニ付テハ第二十條及第二十一條ノ規定ニ從フ但シ聯邦法律ニ於テ之ニ關シ行政訴訟ヲ許シタル場合ハ此限ニ在ラス

上級行政官廳ハ右ノ處分ノ後一ケ年ヲ經過シタルトキニ於テ徒弟ノ收容教習ヲ許可スルコトヲ得

第二百二十六條乙 徒弟契約ハ習業開始後四週間以内ニ書面ヲ以テ之ヲナシ且ツ左ノ事項ヲ包含スルコトヲ要ス

- 一 習業ヲ爲スヘキ工業又ハ其ノ分科
 - 二 習業期間
 - 三 當事者雙方ノ義務
 - 四 當事者ノ一方カ隨意ニ契約ヲ解除シ得ヘキ法律上及其ノ他ノ條件
- 徒弟契約ニハ工業主又ハ其ノ代理人、徒弟及其ノ法定代理人署名シ其ノ

一通ヲ徒弟ノ法定代理ニ交付スルコトヲ要ス、師匠ハ地方警察官署ノ要求ニ應シ何時ニテモ徒弟契約書ヲ提出スヘシ

政府ノ認可シタル習業場ニ於ケル徒弟ニ對シテハ之等ノ規定ヲ適用セス親子間ノ徒弟關係ニ付キテハ其ノ徒弟關係ノ存在スルコト、其ノ開始ノ日習業スヘキ工業若ハ其ノ分科及徒弟ノ期間ヲ書面ヲ以テ手工業會議所ニ届出テタル場合亦同シ

徒弟契約ニハ印紙其ノ他行政上ノ費用ヲ課セス

第二百二十七條 師匠ハ習業ニ適スル順序及方法ヲ以テ就業セシメ、徒弟ヲ補習學校又ハ實科學校又ハ實科學校ニ通學セシメ且其ノ通學ヲ監督スル義務ヲ負フ、師匠ハ自己ニ於テ又ハ相當ナル代理人ヲ定メテ徒弟ノ習業ヲ指導シ徒弟ヲ勤勉ナラシメ其ノ品行ヲ方正ニシテ且ツ放縱ニ陥ラサル様努ムヘシ又勞働ノ仲間及家族ノ虐待ニ對シテ徒弟ヲ保護スヘシ又其ノ

體力ニ不相當ナル業務ヲ執ラシムルコトヲ得ス

師匠ハ徒弟ノ習業及日曜日并祭日ノ拜禮ノ爲メニ必要ナル時間ヲ奪フコトヲ得ス、又師匠ノ家ニ於テ物品又ハ住居ヲ給與セラレサル徒弟ヲ家事ニ就カシムルコトヲ得ス

第二百二十七條甲 徒弟ハ師匠ニ對シ親權ト同一ノ懲罰權ニ服シ且ツ師匠及之ニ代リテ其ノ習業ヲ指導スル者ニ對シ柔順忠實勤勉端正ナルコトヲ要ス

師匠ハ徒弟ニ對シ過度ニシテ且ツ不當ナル監督及其ノ健康ヲ害スヘキ取扱ヲ爲スコトヲ得ス

第二百二十七條乙 徒弟關係ハ別段ノ特約ナキトキハ習業ノ初日ヨリ四週間以內ニ一方ヨリ之ヲ解クコトヲ得、但シ試用ノ期間三ヶ月ヲ越ユル特約ハ之ヲ無効トス

試用期間ヲ過キタル後契約ノ習業期間終了前ト雖モ第二百二十三條ニ掲ケタル場合第二百二十七條甲ニ掲ケタル義務カ屢々履行セラレサル場合又ハ實習學校若ハ實科學校ノ通學ヲ怠リタル場合ニ於テハ師匠ハ徒弟關係ヲ解クコトヲ得

左ノ場合ニ於テハ徒弟ハ試用期間ヲ過キタル後ト雖モ徒弟關係ヲ解クコトヲ得

- 一 第二百二十四條第一項及第三項乃至第五項ニ掲ケタル場合
- 二 師匠カ徒弟ニ對シ法律上ノ義務ヲ怠リ其ノ健康道德又ハ習業ヲ害シ、其ノ親權ト同一ノ懲罰權ヲ濫用シ又ハ契約上ノ義務ヲ盡ス能力ヲ失ヒタルトキ

徒弟契約ハ徒弟ノ死亡ニ因リテ解除セラル、モノトス、師匠ノ死亡ニ因リテハ四週間以內ニ解約ノ意思表示アリタルトキニ限り解除セラレタル

モノト看做ス

一一四

第二百二十七條丙 徒弟關係ヲ終了シタルトキハ師匠ハ徒弟ニ其ノ教習シタル職業習業ノ期間及其ノ間ニ習得シタル智識、熟練及行狀ニ付キ證明書ヲ附與スヘシ此證明書ニ付テハ市町村長ハ手數料及印紙稅ヲ徵スルコトナクシテ公證スヘシ

同業組合又ハ其他ノ同業者ノ團體アル場合ニ於テハ其ノ與ヘタル習業狀ヲ以テ前項ノ證明書ニ代フルコトヲ得

第二百二十七條丁 徒弟カ本法ニ掲ケサル場合ニ於テ師匠ノ同意ヲ得スシテ習業ヲ離レタルトキハ師匠ハ書面ヲ以テ徒弟契約ヲ取結ヒタルトキニ限リ其ノ復業ヲ求ムルコトヲ得、此場合ニ於テ警察官署ハ師匠ノ請求アルトキハ裁判言渡ニ依リ徒弟關係カ解除セラレタルモノト宣告セラル迄及裁判所カ臨時處分ヲ以テ徒弟ヲ師匠ト別居セシムルコトヲ命セサル間ハ

其ノ業ニ止ラシムルコトヲ得、此請求ハ習業ヲ離レタル後一週間以内ニ限リ之ヲ爲スコトヲ得、徒弟カ理由ナクシテ復業ヲ拒ミタルトキハ警察官署ハ其ノ復業ヲ強制シ必要アルトキハ五十「マルク」以下ノ罰金又ハ五日以内ノ拘留ニ處スルコトヲ得

第二百二十七條戊 未成年ノ徒弟ノ法定代理人又成年ノ徒弟カ師匠ニ對シ書面ヲ以テ他ノ營業又ハ職業ニ轉スルコトヲ申出タル場合ニ於テ師匠カ四週間以内ニ其ノ徒弟ヲ解放セサルトキハ徒弟關係ハ之ニ因リテ解除セラレタルモノト看做ス此場合ニ於テ師匠ハ解除ノ理由ヲ職工證ニ記載スヘシ

前項ノ解除後九ヶ月以内ハ前師匠ノ承諾アルニ非レハ他ノ師匠ハ其ノ徒弟ヲ同一ノ業務ニ就カシムルコトヲ得ス

第二百二十七條己 契約ノ習業滿期前ニ徒弟關係カ終了シタルトキハ書面ヲ

一一五

以テ契約ヲ爲シタル場合ニ限り師匠又ハ徒弟ヨリ損害ノ賠償ヲ請求スルコトヲ得、第二百二十七條乙第一項及第四項ノ場合ニ於テハ其ノ契約書中ニ賠償ノ方法及其ノ額ヲ特約シタルトキニ限り此請求ヲ爲スコトヲ得前項ノ求償權ハ徒弟關係解除ノ後四週間以内ニ訴訟又ハ反對請求ヲ以テ之ヲ行使セサルトキハ消滅ス

第二百二十七條庚 徒弟猥リニ習業ヲ離レタルニ因リテ師匠カ徒弟契約ヲ解キタルトキ其ノ請求スヘキ賠償額ハ契約ヲ以テ少額ヲ特約シタル場合ノ外ハ破約ノ翌日ヨリ習業時間ニ付キ多クモ六ヶ月ヲ限リトシ同師匠ニ使役セララル助手、副手ノ得ヘキ地方普通賃錢ノ半額以内ヲ以テ之ヲ算定ス

徒弟ノ身上ヲ監督スル父又ハ徒弟ヲ誘拐シテ習業ヲ離レシメタル備主若ハ習業關係ノ尙ホ繼續スルコトヲ知リテ之ヲ備人レタル備主ハ連帶シテ

其ノ損害ヲ賠償スル責ニ任ス、請求權利者ニ於テ習業關係ヲ解除シタル後ニ於テ始メテ徒弟ヲ誘拐シ又ハ備入レタル備主ヲ知リタル場合ニ於テハ其ノ之ヲ知リタル後四週間以内ニ請求スルニ非レハ其ノ權利ハ消滅ス

第二百二十八條 師匠カ自己ノ工業ノ範圍及種類ニ對シ過多ノ徒弟ヲ收容シ因テ教習ヲ困難ナラシムト認ムヘキ場合ニ於テハ下級行政官廳ハ之ヲ相當ニ減少セシメ又ハ一定ノ員數ヲ超エテ收容スルヲ禁スルコトヲ得、第二百二十六條甲第三項ノ規定ハ此場合ニ之ヲ準用ス

前頁ノ規定ニ關ラス聯邦參議院ハ其ノ決議ヲ以テ特定ノ工業ニ就キ師匠カ收容スルコトヲ得ヘキ徒弟ノ最高員數ニ關シテ規則ヲ定ムルコトヲ得、聯邦參議院カ此規則ヲ發セサルトキハ各聯邦政府ハ之ニ關スル命令ヲ發スルコトヲ得

法定代理人 とは法律により定められた者で工業主に代り法律上の行爲を爲す者

を云ふのである、工業主には自然人（吾人々類）なることもあれば又法人（會社等）なることもある、工業主が自然人なる場合に於ける法定代理人とは其の工業主が未成年者なるとき親權を行ふ父母又は後見人を云ひ禁治産者なるときは即ち後見人である、次に法人なる場合に於ける法定代理人とは、例へば株式會社なれば、其の取締役、合資會社、合名會社なれば業務執行である、是等は孰れも民法商法等に因り法定代理人なることが定められてゐるので、今若し工業主の法定代理人が果して何人なりや、之れを知らうとするには民法商法によりて之れを定めなければならぬ

工場管理人の説明は第十八條の注釋に譲る

白耳義（工場法）

第十條 十六歳未満ノ幼少者并十六歳以上二十一歳未満ノ婦女ハ職工證ヲ所持セサルヘカラス該職工證ハ職工原籍地ノ町村役場若シ原籍地不明ナルトキハ其寄留地ノ町村役場ヨリ無料ニテ交付シ其ノ氏名、出生ノ日及

場所原籍地并其ノ父母若ハ後見人ノ氏名及原籍地ヲ記入スヘシ

職工證ノ方式ハ勅令ヲ以テ規定スヘシ

身分證書登記簿ノ謄本及其ノ他職工證ニ記入ノ必要アル事項ハ無料ニテ

取扱フヘシ

工業主傭主及支配人ハ本條第一項ニ記載シタル事項ヲ記入スヘキ職工帳

簿ヲ備ヘ置クヘシ

佛蘭西（工場法）

第十條 市町村長ハ十八歳未満ノ幼少者ノ爲メニ其ノ父母、後見人若ハ傭

主ノ請求ニ依リ無料ニテ證明書ヲ交付ス可シ此證明書ニハ氏名、生年月、

誕生地、原籍ヲ記載ス可シ

十三歳未満ノ幼少者ニ與フル證明書ニハ其ノ幼者ハ既ニ一八八二年三月

二十八日法律ニ依ル修學證明書ヲ得タルコトヲ記載ス可シ

工業主、備主ハ該證明書ニ該幼者ノ雇備ノ時日及解雇ノ時日を記載ス可シ又工業主、備主ハ本條ノ各事項ヲ記載シタル職工帳簿ヲ備付ク可シ

第十七條

職工ノ雇入、解雇、周旋ノ取締及徒弟ニ關スル事項

ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

(註釋)

職工の雇入、又、解雇及周旋の取締に付きては、已に地方廳に於て職工募集規則、若くは周旋業取締規則に依り相當之れが取締の途を設けてあるけれども、各府縣の寬嚴必しも一つではない、斯の如き規定を設けない府縣もあるから、本法の施行を機會とし全國を通じ一定の法則に據らしめ、以て不正手段による誘拐争奪等を豫防せしむるのである、其他職工の年齢身分等も明にする爲めには工業主をして相當の帳簿を造らしめ雇入、解雇の時日人員等を明記せしむる必要もあるが、是等の事項に關しては別に命令を以て之を制定し、本法の施行

を便にすると同時に、工業主をして職工の雇入に關し便利を得せしむるのである

英吉利 (工場條例)

第六十八條 (一) 工場又ハ手工場ニ就業スル幼年工ノ父母ハ左ノ方法ニ

依リ公認學校ニ其幼年工ヲ就學セシムヘシ(學校ハ父母ノ選定ニ依ル)

(イ) 半日制ニ依リテ就業スル幼年工ハ其使役中各労働日ニ學校ヘ少

クモ一回ノ出席ヲ爲ス可シ

(ロ) 隔日制ニ依リテ就業スル幼年工ハ每就業日ニ於テ少ナクモ二回

ノ出席ヲ爲ス可シ

(ハ) 本條ニ於テ出席ト稱スルハ文部省ト協議シテ内務大臣隨時制定

スルモノニ依ル其ノ時刻ハ午前八時ヨリ午後六時ニ至ル間ニ在ルヘシ

但シ左ノ規定ニ依ルヘシ

(1) 本條例ニ依リ工場又ハ手工場ニ於テ與ヘラレタル半祭日又ハ全

祭日及土曜日ニハ幼年工ヲ學校へ出席セシムルコトヲ要セス

(2) 病氣又ハ他ノ已ムヲ得サル事由ニ依ルコトニ就キ學校教師ノ證明ヲ得ルカ又ハ通常祭日若ハ他ノ臨時ノ原因ニ依リ學校ヲ閉チタル場合ハ幼年工ハ缺席スルコトヲ得

(3) 幼年工カ其住所ヨリ最近距離二哩以内ニ就學スヘキ公認學校ナキトキハ監督官カ臨時ニ書面ヲ以テ認可シタル學校ニ就學スル場合ニ於テハ公認學校ノ設立ニ至ル迄本條例ノ目的ニ於テハ公認學校ニ就學スルモノト看做ス但シ監督官ハ右ノ認可ヲ與ヘタル後直チニ公認學校設立ノ意見ヲ附シ直ニ之ヲ文部省ニ報告ス可シ

(二) 本條ニ於テ命シタル回数ノ出席ヲナサル幼年工ハ缺席ヲナシタル回数丈ケ更ニ出席スルニアラサレハ次週ニ於テ之レヲ使役スルコトヲ得ス

(三) 文部省ハ學校ノ公示其他便宜ノ方法ヲ以テ各學區ニ於ケル公認學校ヲ關係者ニ公告ス可シ

第六十九條 (一) 幼年工ヲ使役スル工場又ハ手工場ノ工業主ハ(幼年工カ始メテ就業シタル次ノ週ヨリノ)毎週月曜日又ハ監督官カ特ニ定メタル日ニ幼年工ノ出席シタル公認學校ノ教師ヨリ本條例ニ從ヒ(一定ノ書式及方法ニ依リタル)就學證明書ヲ受取ル可シ

(二) 本條ノ規定ニ依リテ受取ルヘキ證明書ナクシテ幼年工ヲ使役シタルトキハ本條例ニ違反シテ幼年工ヲ使役シタルモノト看做ス

(三) 工場又ハ手工場ニ幼年工ヲ引續キ使役スル工業主ハ證明書ヲ其日附ヨリ二ヶ月間保存シ監督官ノ請求ニ依リ之ヲ示ス可シ

第七十條 工場又ハ手工場ニ就業スル幼年工ノ入學セル公認學校ノ直事又ハ其ノ委任ヲ受ケタル者ハ(授業料ヲ徴收スル學校ナルトキニハ)工業

主ニ對シ書面ヲ以テ請求書ニ定メタル毎週授業料ノ請求ヲ爲スコトヲ得
 此授業料ハ三「ペンス」以下ニシテ且幼年工ノ賃銀ノ十二分ノ一以下タ
 ル可シ工業主ハ幼年工ヲ使役スル間其ノ幼年工ノ就學中授業料ヲ支拂フ
 義務ヲ負フ此場合ニ於テ其額ハ幼年工ノ負債トシテ之ヲ償却スルコトヲ
 得但シ工業主ハ幼年工ニ支拂フヘキ賃銀中ヨリ右ノ金額ヲ引去ルコトヲ
 得

填太利 (營業條例)

第九十八條 (一) 徒弟教育ニ關シ第百條ノ規定ヲ實行スルニ必要ナル技
 術上ノ智識ヲ有シ且ツ工業ノ方法設備上教習ヲ爲シ得ヘキ工業主若ハ其
 代理人ニ限リ徒弟ヲ養成スルコトヲ得
 (二) 重罪ノ處罰ヲ受ケ又ハ射利心ニ基ケル罪ヲ犯シ若ハ風紀ヲ害スヘ
 キ所爲ヲ爲シ之カ爲メ處罰セラレタル工業主ハ徒弟ヲ收容シ及ヒ既ニ收

容シタル徒弟ヲ將來ニ向テ養成スルコトヲ得ス

(三) 自己ノ收容シタル徒弟ニ對シ重要ナル義務ヲ懈リタル工業主又ハ
 徒弟ノ養成ニ關シ道德上適當セスト認メラレタル工業主ニ對シテハ工業
 官廳ハ徒弟收容ノ權利ヲ剝奪スルコトヲ得但シ此處分ハ本法又ハ普通刑
 法ノ規定ニ定メタル罰則ニ依リ永久ニ若クハ一時的ニ其權利ヲ剝奪セラ
 ル、カ否カニ關係ヲ有スルコトナシ

(四) 徒弟試験(助手試験)ニ於テ其ノ徒弟ノ不良ノ成績ニ付キ其ノ師
 匠ニ責任アルコトヲ認メタルトキハ其ノ師匠ノ徒弟收容權ヲ永久ニ又ハ
 一時的ニ制限スルコトヲ得

(五) 徒弟收容ノ權利ノ剝奪ハ其ノ師匠ノ屬スル組合ノ意見ヲ聽キテ之
 ヲ爲スコトヲ要ス

(六) 工業官廳他ノ幼少年工ヲ使役スルコトカ徒弟養成上妨害アリト認

メタル場合ニ於テハ組合又ハ監督官ノ申請ニ依リ徒弟ヲ收容セル工業主ニ對シ徒弟ト同時ニ幼少年工ヲ收容スルコトヲ禁止スルコトヲ得

(七) 工業官廳弊害又ハ濫用ノ憂ナシト認メタルトキハ第二項ニ掲ケタル工業生ニ對シ例外トシテ未成年ノ徒弟ヲ收容スルコトヲ許可スルコトヲ得

(八) 徒弟收容權ヲ刑罰トシテ剝奪スルコトニ關スル規定ハ第三百三十三條甲ニ之ヲ定ム

第十八條 工業主ハ工場ニ付キ一切ノ權限ヲ有スル工場管理人ヲ選任スルコトヲ得
工業主ハ本法施行區域内ニ居住セサルトキハ工場管理人ヲ選任スルコトヲ要ス

工場管理人ノ選任ハ行政官廳ノ認可ヲ受ク可シ但シ法人ノ理事、會社ノ業務執行スル社員、會社ヲ代表スル社員、取締役、業務擔當社員其ノ他法令ノ規定ニ依リ法人ヲ代表スル者及支配人ノ中ヨリ選任スル場合ハ此ノ限ニ在ラス

(註釋)

本條は工場管理人の選定に關する規定である

工場法なる法律を制定し以て工場工業を取締る以上此工場法遵守上の責任者を定め若し違反の所爲が有つたなら管理人其の者のみを處罰することとし、法人の經營する工場に於て管理人なきときは之れに對し其の責任者を處罰すべき制度を設けなければ工場法は殆んど死法に歸して了ふ、工業主は元來其の事業の經營者であるが故に工場に關する一切の責任は、之を工業主をして負擔せしむると理論上或は正當であるかも知れぬ、然れども我邦工業界の實際を觀るのに工業主必

らずしも工場に就て其の業務を監督するには限らぬ、法律は茲に斯る場合を豫想して工場管理人を選任することを得せしめ、此管理人をして工場に關する一切の責任者たらしめたのである、法人の經營せる工場亦管理人を選任し得ることとし、若しも管理人なきときは、重役其の他代表者をして其の責任者と定めしめておる、本條の規定は法人の經營する工場に關し自然人と同じく責任を問ふ場合に就て充分權衡を保たれて居る、蓋し若し自然人の經營に係る工場に付て其管理人の有無に拘はらず之れが違反行爲に對して自然人たる工業主を處罰し、法人の場合に在りては人を罰することなく無形の法人を罰し、而も實際其事務の擔當者たる重役又は代表者を不問に附するとせば、法人の工場に對する取締は個人の工場に比し、著しく寛嚴の差を生ずる、故に法人にも責任者を定め次第である

一切の權限 權限とは工場管理人が工業主に代りて行ふべき職務の範圍を謂ふのである管理人は斯く一切の權限を有するから工場に關する職務は細大となく漏さ

ず總て自己に於て其の責任を負はねばならぬ

工業主が本法施行區域内に居住せざる場合には、外國人の經營に係る工場であつて其外國人が我邦領内に居住せざる場合は勿論のこと、内國人たる工業主が帝國外に旅行したる場合の如きも之れに包含さるゝのである、居住であるから多年不在の状態が繼續するを要しない、短日月の旅行と雖ども管理人を選任しなければならぬ

工場管理人の選任 工場管理人は工業主に代りて事實工場を管理する者であつて、工業主に代り責に任ずる丈の資格あることを必要とする、法人の重役若しくは代表者及支配人より選任する場合の外、法人と個人とを問はず總て行政官應の認可を受けなくてはならぬ、是れ工業主が猥りに假設の責任者を置くことを豫防する趣旨に出でたのである。

第十九條 前條ノ工場管理人ハ本法及本法ニ基キテ發スル命

令ノ適用ニ付テハ工業主ニ代ハルモノトス但シ第十五條ニ付テハ此ノ限りニ在ラズ

工業主營業ニ關シ成年者ト同一ノ能力ヲ有セサル未成年者若ハ禁治産者ナル場合又ハ法人ナル場合ニ於テ工業管理人ナキトキハ其ノ法定代理人又ハ理事、業務ヲ執行スル社員、會社ヲ代表スル社員、取締役、業務擔當社員其ノ他法令ノ規定ニ依リ法人ヲ代表スル者ニ付キ亦前項ニ同シ

(註釋) 本條は前條に依りて選任されたる工場管理人の責任を明かにした規定である

行政官廳の認可を経て選任されたる工場管理人は、前條の規定に因りて工場に就き一切の權限を有してゐるから、工場法の施行に付工業者に代りて其の責に

任ずべきは當然の事である、但し第十五條の適用即ち職工の負傷疾病死亡の場合本人又は其の遺族を救済する事に付き工場管理人は工業主に代りて責任を負擔せしめないことにした、是れ蓋し職工又は其の遺族の救済は事勅令の定むるところに屬し、第一項本文に於て本法及本法に基きて發する命令即ち行政命令の適用に關し、規定せるものに對して注意的に除外規定を設けたのである

第二項に於ては工業主が無能力なる場合、法人なる場合に於て工場管理人の選任なきときは、法定代理人又は重役其の他の代表者等をして、工業主に代りて其責に任せしむるのである

工業主營業に關し成年者ト同一の能力を有せざる未成年者 未成年者は二十歳未満の者であつて我民法は一般的之れを無能力者としてゐる、故に其の未成年者が法律上の行爲をなすには法定代理人(父母又は後見人)の同意を得なければならぬ、斯る無能力の未成年者と雖も民法第六條の規定に依りて、若し營業を爲すこ

とを法定代理人から許されたるときには其營業に關する一切の行爲に付き成年者と同一の能力を有するものと看做さるのである、本條第二項に所謂未成年者は法定代理人より營業の許可を得ざる者を指示し、而して斯る未成年者は多くの場合に於て前工業主の營業を相續し且其智育體育が獨立營業に耐ゆる迄に發達せざる者である

第二十條 第二條乃至第五條第七條第九條及第十條ノ規定ニ

違背シタル者及第十三條ノ規定ニ依ル處分ニ從ハサル者ハ五百圓以下ノ罰金ニ處ス

(註釋) 本條は本法の規定に違背したる者に對する刑罰を規定したものである

本法の趣旨は右に記された第二條乃至第五條及第十條の規定に違反したものに對し、又第十三條に規定した處分に從はない者に就て、之れが刑罰として千圓以下

の罰金に處して居る、然らば若しも茲に罰金刑を處せられた者が、之れを完納しなかつたならば果してどうであらう、決して責任は免れないのである、所謂換刑處分なるものを受くるので、即ち刑法第十八條に據る正文に照されて、一日以上一年以下必ず勞役場に於て一定の期間或る勞役に服さねばならぬ

第二十一條 正當ノ理由ナクシテ當該官吏ノ臨檢ヲ拒ミ若ク

ハ之ヲ妨ゲ若クハ其ノ訊問ニ對シ答辯ヲ爲サル者ハ三百圓以下ノ罰金ニ處ス

(註釋) 本條は工場監督官吏の職務執行を保障した規定である。

工場の取締に付いては本法に於て一般的に其の規矩を定め、勅令及び行政命令にて各部に涉り詳細の規定を設け且つ嚴重なる刑罰を以て之れが制裁となしておる、けれども工業主又は管理人が果して斯る嚴密なる法則を遵守しつゝあるや否

やは相當官吏を派遣し以て工場状態を視察せしめなければ之れを知ることが出来ない、是れ第十四條に於て臨檢に關する規定を設けた所以である、而して監督官吏が第十四條に依る職權を行使し工場内に潛める工業主等の罪惡を發見し、以て本法の精神を遺憾なく貫徹せしめやうとするには監督官吏をして遲疑逡巡することなく、安全に臨檢することを得させなければならぬ、是れ本條に於て不逞なる工業主等が自己の罪惡を隱蔽せんが爲め、正當の理由なくして監督官吏の臨檢處分を拒みたるときは容赦なく刑罰を科することゝしたのである、若し夫れ工業主等か監督官吏の臨檢處分を妨ぐるに當りて暴行脅迫をなすときは事已に本法の範圍を脱し、彼等は刑法第九十五條第一項に由りて三年以下の懲役又は禁錮に處せらるゝのである

佛蘭西 (工場法)

第二十九條 工場監督官ノ職務執行ヲ妨害スル者ハ百「フラン」乃至五百

「フラン」ノ罰金ニ處ス再犯ノ場合ニハ五百「フラン」乃至千「フラン」ノ罰金ニ處ス

刑法第四百六十三條ハ本條ノ違反者ニ適用ス可シ

奧太利 (營業條例)

第十五條 本法ニ規定セラレタル工場監督ニ關シ妨害ヲ與ヘタル工業主傭主工場所有者工場長及支配人ハ場合ニ依リテハ豫審ヲ用キス刑法第二百六十九條乃至第二百七十四條ノ刑罰ヲ適用シ二十六「フラン」以上百「フラン」以下の罰金ニ處スヘシ

第十六條 工業主ハ其ノ工場長及支配人ニ科セラレタル罰金ノ上納ニ付テハ民事上ノ責任ヲ有スルモノトス

第二十二條 工業主又ハ第十九條ニ依リ工業主ニ代ル者ハ其

ノ代理人、戸主、家族、同居者、雇人其ノ他ノ從業者ニシテ本法又ハ本法ニ基キテ發スル命令ニ違反スル行爲ヲ爲シタルトキハ自己ノ指揮ニ出テサルノ故ヲ以テ其ノ處罰ヲ免ルルコトヲ得ス但シ工場ノ管理ニ付キ相當ノ注意ヲ爲シタルトキハ此限リニ在ラス

工業主又ハ第十九條ニ依リ工業主ニ代ル者ハ職工ノ年齢ヲ知ラサルノ故ヲ以テ本法ノ處罰ヲ免ルルコトヲ得ス但シ工業主又ハ第十九條ニ依リ工業主ニ代ル者及取扱者ニ過失ナカリシ場合ハ此ノ限ニ在ラス

(註釋)

本條は工業主又は其の代表者が工場從業者に對する監督不行届を罰す

る規定である

工業主の代理人戸主家族等の從業者が爲したる違法所爲は工業主又は其の代表者が彼等に對する監督其の宜しきを得ざるものと推測することが出来る、然るを工業主等が犯せる所爲でないとか又は彼等が之に關與せなにかの理由に因りて、其の責任を問はぬとすれば本法の施行は殆んど望み得ない、故に本條に於ては斯る場合に工業主等の監督不行届の責あるものと推定し、彼等をして自己の指揮に出でたのではないとの抗辯に因り決して其の所罰を免かるゝことを得せしめな

い、けれども是等從業者の反則所爲は必ずしも監督不行届のみとは限らぬ、工業主等が工場の管理に付き相當の注意を爲すとも尙反則所爲を爲すべき場合がある、工業主等にして若し過失なきことを證明することの出来た場合には其工業主等は或は處罰を免るゝことが出来る。

本法に於ては職工年齢の一般的制限、夜業に關する職工年齢の制限等職工年齢に

付き種々の規定を設け工業主をして之を遵守せしめ若し此規定に違反したるときは嚴重に之を處罰することとなしておる、故に工業主は職工の年齢に關して其の戸籍謄本を徴する等手段を盡して正確に職工年齢を調査しなければならぬことは當然の義務である、斯る義務を負へる工業主等が職工年齢に關する規定に違反したる場合に於て、職工の年齢を知らざるの理由を以て處罰を免るゝことが出來ぬと規定したるは、工業主等が職工年齢知得の義務を有せることを明かにしたる妥當の規定である、但し工業主及取扱者に於て職工の事實上の年齢が、戸籍面の年齢と異つた場合の如く相當の注意を拂つた場合は其の罪を問はないのである。

第二十三條

本法ニ依ル行政官廳ノ處分ニ不服アル者ハ訴願

ヲ提起シ違法ニ權利ヲ傷害セラレタリトスルトキハ行政訴

訟ヲ提起スルコトヲ得

(註釋)

本條は工業主又は其の代表者其の他従業者が行政官廳の不當又は違法の處分を受けたる場合に於ける救濟方法を規定したものである。

處分とは法律規則を執行し又は之に矛盾せざる限りに於て公安公益の爲めに特定の個人に對して爲す特定の行爲を云ひ、法律規則を執行する場合を執行處分とし公安公益の爲めに行ふものを職權處分(便宜處分)と云ふのである、本法に付きて之を例示すれば第八條に於ける許可認可、第十四條の臨檢等は執行處分に屬し、第十三條に於ける危険豫防に要する材料又は勞力の提供を命ずる如きは便宜處分に屬するものである。

訴願とは行政官廳の不當の處分により個人の自由を毀損された場合に於て上級官廳に訴へて裁決を求むることを云ふのである、國家は工場法を制定し以て工場工業に關する監督官廳の權限と工場業主其の他工場従業者の自由範圍を明畫にしておる、例へば第十四條に於て監督官廳は工場臨檢を爲す事を得べき權

限を有し、第十八條に於て工業主は工場管理人を選任することを得べき自由を與へられて居るが如きである。故に行政官廳は其權限を超へて處分することの出來ないと同時に法律に由つて與へられた工場従業者の自由を侵すことも出來ない若し行政官廳にして工場従業者に對し越權若しくは自由侵害の所爲ありたる時は是れ即ち不當の處分であるから上級官廳に訴へて裁決を求むることが出來得るのである、不當の處分を類別すれば違法、越權、訓令の違背、公益の便益に適はざる處分等とすることを得、訴願を爲すには其の處分をなしたる行政官廳を経由して之を直近上級官廳に提起するものであつて若し上級官廳の裁決に不服であるときは更に其上級官廳に及び遞次相進みて主務大臣を以て之れが終審とするのである。

行政訴訟 とは行政官廳の違法の處分に由り權利を毀損されたる場合に於て之を行政裁判所に訴へて處分の變更又は廢止を請求するを云ふのである、行政訴訟

は訴願とは異なり違法處分に對するもので違法の處分とは行政規則を誤り不法の處分をなしたるを云ふ、反之して權利の毀損とは違法の處分に由り法令によりて會て與へられたる權利を侵害された事實を指稱す、行政訴訟を提起することの出來る場合を本法に付きて例示すれば第十三條に於て工場及附屬建將物並設備が事實上危害を生じ又は衛生、風紀其の他公益を害する虞なきに拘はらず行政官廳が公益を害するものと誤認し豫防の爲めに其の全部又は一部の使用停止を命じたりすれば、工業主は正に行政官廳の違法處分によりて、工場等の使用權を毀損されたものと云ふことが出來得るから行政裁判所に訴へて其の處分廢止を求むることが出來るのである。

第二十四條 主務大臣ハ第一條ニ該當セサル工場ニシテ原動力ヲ用フルモノニ付テハ第九條、第十一條、第十三條、第十四

條、第十六條、及第十八條乃至第二十三條ノ規定ヲ適用スル
コトヲ得

(註釋) 第一條に規定せる常時十五人以下の職工を使用する工場にありては未だ家内の工業の状態を脱せないから嚴密なる本法取締の下に置かなくとも尙諸種の弊害を生ずることが尠ない、又事業の性質危険なることなく衛生上有害の虞ない工場亦本法の豫想せる如き危害が多くない、けれども若し此等二種の工場にして原動力を有するときは設令動力の極めて小なる場合と雖も職工は機械の震動騒響又は塵埃粉末の飛散する中に至りて機械の運轉に従ひ操業するから必ず身體を勞すること多いのみでなく、動もすれば機械的危険の之に伴ふものが多い、殊に幼年職工女工にとりては其危険一層注意を要しなければならぬ、故に第一條に對し、除外例を設けたのである、けれども第一條に該當しない工場であつて原

動力を用ふるものに付いては本法の全體を適用することなく、原動力を用ふるために特に取締を要する事項に關する法條のみと適用し以て本法の精神を貫徹せしめたのである。

第二十五條 本法又ハ本法ニ基キテ發スル命令ハ工場管理人ニ關スル規定及罰則ヲ除クノ外官立又ハ公立ノ工場ニ之ヲ適用ス官立工場ニ關シテハ所轄官廳ハ本法又ハ本法ニ基キテ發スル命令ニ依リ行政官廳ニ屬スル職務ヲ行フ

(註釋) 本法は主として私人の經營に係る工場に適用するを其の目的としてをる所であるが本條に依つて官公立工場にも適用さるゝのである、けれども官公立工場に對しては特に工場管理人に關する規定及罰則の適用を除外してをる、蓋し官公立工場に於ける工場長は本法に所謂工場管理人に相當し、是等の工場長は就

れも官吏又は公吏であつて、彼等は官制又は公吏職務規則に依つて工場長に關する一切の事を規定され、次に罰則は官公立工場従業者服務規律に規定されたるからである。

官立工場と公立工場 官立工場とは政府の設立に依る工場であつて公立工場とは府縣市町村なる地方自治團體の設立せる工場を云ふのである。

第三 工場に於ける衛生

工業は其の種類に依り職工の健康を害し又は公衆の衛生に影響を及ぼすことあるは争ふべからざるの事實にして其の主要なる原因左の如し

一 空氣の汚染に因る健康障害 各種工場中作業の種類に依り塵埃の發生に伴ふもの頗る多し、塵埃は其の性又は量に依りて有害の程度を異にす、最も危険なるは鋭利なる尖角を有する金屬塵埃及 鑛石塵埃にして器械的に當該臓器を刺戟す

斯る刺戟反覆するときは遂に急性若は慢性の炎症を惹起し其臓器の抵抗力を滅殺するに至る、植物性又は動物性の塵埃と雖も其の量多きとき亦之に同じ吸收する

塵埃は漸次肺臓内に沈着し、鑛肺、石肺、炭肺、木綿肺等の病的變化を呈するところあり、故に塵埃の發生を伴ふ工業にして之が除害の施設を爲さざるものに在りては呼吸器病の多發を免るること能はず、視官の疾病も亦塵埃に原因するもの多し、其の他換氣不良なる室内に於ては從業者の呼吸及人工採光又は採暖の方法如何等に依り空氣の化學的汚染を來たし、頭痛、貧血、消化障害等を發す。

二 工業中毒 特殊の工業に在りては毒性物の瓦斯、蒸氣又は其の粉末に依りて中毒を生ず、而して其の性状に依り血中に吸收せられて中樞神経系心臓、肝臓等の主要なる機關を襲ひ或は直に觸接したる局部を侵す、最も危険なるは鉛、燐、砒素、水銀、「チアン」、「クローム」等に因る中毒なり。

三 身體の過勞に因る健康障害 過勞に因る病的變狀は運動器、五管器、血行器、

呼吸器等に發す而して幼少者及女子の如き抵抗力薄弱なる者に在りて其の害殊に顯著なり、即ち通常筋の疲勞、弛緩を起す外屢々筋の強直、痙攣、關節の強直、腱鞘炎又は姿勢の變狀を呈し、又心瓣膜、腦、視官等の疾患を誘發すること稀ならず、其の他繼續せる立業は靜脈血の歸流を妨げ、下肢の鬱血、腫脹を來らし、繼續せる坐業は屢々腰椎を前屈せしめ、爲に胸腹を壓迫して深呼吸を妨げ、又消化障害を生じ、女子に在りては月經異常、白帶下其の他の子宮疾患を發す。

四 創傷 機械及器具に依りて創傷を蒙ること多く、又爆發性、發火性等の物品を取扱ふ業務に在りては其の材料に依りて危害を受くることあり、是等創傷の原因は豫防設備の不完全、職工の不注意又は其の未熟等に歸すべし、職工の疲勞、催眠の如きも亦主要なる近因なり。

其の他工業原料に依りて皮膚の疾患を生じ、又傳染性疾患を傳播することあり、熱氣の影響は體温の調節を害ひ、又は腦及腦膜の疾患を生じ、採光の不充分なる

は營養不良、貧血、近視等を惹起す、又工場的外部に及ぼす害中最も注意を要すべきは特種工場に於ける排氣及排水なるべし。

紋上の各種工場に特有なる事項の外、土地の狀況、水質の良否、職工の衣食住等一般の原因に依れる健康障害の之に加はるべきは勿論なるを以て、工場衛生に就て至大の關係を有するは職工の就業條件、其の生活狀況及工場の除害設備の三なりとす。

本邦工場の現況を見るに職工の就業時間は製絲織物の工場に於て最も長く、殊に殆んど全部女工にして其の最長なるは一日十七時間以上に達し、毎月一定の休日を取設けざるあり、且つ作業を職工の賃銀競争に委するを以て、食事の際の如き最終の嚙下は、半坐半立の狀態に於て爲すを常とす、従つて就業中の休憩時なきが如し、晝夜交替を行ふ紡績の如きは平常就業時間は十二時間なりと雖も、徹夜に原因する疲勞甚しきのみならず、睡眠不足なると身體の發育上至大の關係ある日

光を受くること少なきとに依り、營養不良、貧血に陥り、多くは體量の減少を來すに至る、數種の工場に於て徹夜業と體重増減との關係を調査したる成績に依れば、夜業一週間に於ける體量の減少少きも數十々に達し甚しきは二百を超過するものあり而して一週間の晝業に依りて恢復する量目は夜業に依りて失ふ所を補ふに足らざるを例とす。

晝夜交替して徹夜業を爲す工場中專業の繁忙なるに際しては、晝夜各組の就業時間轉換の際尙半日の居殘及早出就業（即ち十八時間の就業）を爲さしむるものあり、而かも職工の長幼又は男女の間に區別を設けざることを勿論なりとす、過勞に因る健康傷害の生ずること敢て恠むに足らざるなり。

寄宿舎は纖維工場に於ては概ね之を設く、而して大工場に在りては近年其の構造設備を改善し、病室を整備し、又職工の慰安、娛樂に關する施設を講ずる等職工の待遇に努むるもの多きに至りたりと雖も、小工場に在りては其の設備甚だ不完

全にして、換氣、採光不良なるのみならず、一人に對する氣容狭小にして掃除、清潔充分ならず、又避難の設備を缺き其の他營養不足なる等改善を要すべき事項尠からざるものあり。

其の他工場の現況に對する衛生統計に至りては正確なる材料を蒐集すること易からず從て之を適切に立證し難しと雖も（一）地方長官及工場調査委員等の報告（二）日本帝國死因統計及（三）工場生活を了したる職工の運命に依りて其の一斑を窺知するを得べし、左に其の要領を掲げん。

工場に於ける寄宿舎及舍宅内の職工に就て最近三年間の罹病數及創傷數を調査するに、平均一年間に於て病者は男工千人に付七百六十七人女工千人に付六百八十八人通計平均千四十八人、創傷者は男工千人に付百九人女工千人に付三十九人通計平均四十五人を算す。

病者の多數なるは紡績、毛斯倫、木綿、絨、麻の織物及陶磁器、「セメント」等の

工業にして比較的少數なるは製絲、絹織物の工業なり而して二三の工業を除く外は病者は女工に多く、創傷者は原動力を使用する工業及機械工業に於て男工に多きを常とす、前記計数は各工場の提出に基き地方長官の報告に係るものなるも、其の内容を審査するに一部の工場に在りては正確に醫師の診断に依りて疾病と視るべきものを算し、他の工場に於ては服薬又は休業若干日以上に互るものを算し、其の標準區々なるも其の数の多きに出づるものよりは其の少きを裝ふもの多きが如し、然るに此の少數を以て工場施設の完備せる先進國と比するも、尙彼れに二倍乃至三倍せり又調査吏員等の現狀に就て調査したる所に依れば、紡績、織物等に在りては職工千人に付甚しきは一ヶ月間に四百人以上の病者を出すものあり、又工場醫の診察を受けたるものの中一部詐病者あるを免れずと雖も、職工千人に付一日の診療數七八十人を算するもの稀ならず。

次に其の病類を調査するに 一般に消化器病其の他營養器病最も多く、之に亞ぐ

は呼吸器病、眼病、脚氣、皮膚病、泌尿生殖器病、「レウマチス」等にして結核性諸病は紡績工場に於て僅に「プロセント」内外を算し表面少數なるが如しと雖も、多くは工場に於ては慢性諸病及豫後の疑はしきものは可成速に解備するの傾向を以て之を罹病表中に編入せざるものと認めざるべからず。

抑も結核及呼吸器病等の發生は工業生活を爲す者に多く、殊に塵埃の發生を伴ふ工業に於て著しき事實は左に掲ぐる日本帝國死因統計に依りて之を知るべし。

原因及職業に依りて分ちたる死亡(有業者) 明治三十九年 同四十年 二ヶ年平均

全國各職業に屬する各性死亡千中

職業別	性		計	脚氣	血行器	胃腸	腦及神經	營養	中毒	外傷
	男	女								
製金屬	二二	二二	四四	一	一	一	一	一	一	一
造關スル業	二二	二二	四四	一	一	一	一	一	一	一
農林業	二二	二二	四四	一	一	一	一	一	一	一
牧畜養	二二	二二	四四	一	一	一	一	一	一	一
狩獵	二二	二二	四四	一	一	一	一	一	一	一
其他	二二	二二	四四	一	一	一	一	一	一	一
計	二二	二二	四四	一	一	一	一	一	一	一

疾病の爲歸郷したる者

八百七十七人

歸郷後重病に罹りたる者

百〇二人

歸郷後病死したる者

二百五十四人

計

千二百三十三人

にして歸郷者の二割三分強に當れり、而して其の中結核性疾患又は慢性腹膜炎、慢性肋膜炎、慢性氣管支炎等の如き結核性と認めらるべきもの四百十七人にして、病者及死亡者の三割三分強を算せり、之に亞ぐは脚氣二百六十七人消化器病百九十七人なり、而して七縣中歸郷女工に結核の最も多きは新潟縣にして、歸郷者二千八十二人中事由の明なるもの千七百七十五人にして、此の内病者及死亡者五百九十三人即ち約半數を占め、内結核又は結核と看做し得べきもの二百九十四人にして即ち病死者の半數に當る、同縣醫師會は夙に此の事實を認め該病毒を當該地方に散蔓するの傾あるを以て、明治四十一年縣知事に對し其の調査及取締等に關し

建議する所あり、山梨縣北巨摩郡醫師會も亦郡内歸郷女工中肺結核多きの事實を調査し、四十三年春縣醫師會の總會に於て同一の問題を提議したり。惟ふに結核は工場病中の主要なるものにして工場施設等の完全なる先進諸國に於ても尙ほ其の多發を免るゝこと能はず、故に世の工業衛生を論ずる者結核の多少を以て其の狀況の良否を判ずるの標準とならざるはなし、本邦に於ても亦工場之疾病統計上には該病少數なるが如くなるも、工場外に於ける調査に依り、多數の病者あるを發見せり、結核の如き危険なる傳染性疾患にして年々多數なる歸郷職工に依りて病毒を各地方に散蔓するの虞あるに至りては、國家衛生上の大問題にして亦工業の發展を阻害する大原因たるを免れざるべし。

第四 諸工場ニ於ケル女工夜間勞働禁止ニ關ス

ル國際條約(千百六年九月瑞西國「ベルン」)

開催職工保護萬國會議決議

一五六

第一條 女工ノ夜間執業ハ其ノ年齢ノ如何ヲ問ハス之ヲ禁止スヘキモノトス
凡ソ十人以上ノ男工ヲ使役スル工業ニハ禁止ヲ適用スルモノトス但シ家族ノミ
ヲ傭使スル工場之ヲ適用セス

各締盟國ハ其ノ法律ニ依リ工業ノ意義ニ就テ農商其ノ他トノ區別ヲ詳細ニ決定
スルコトヲ要ス但シ鑛山及炭坑及原料ノ製造改造ハ工業ノ中ニ包含サルヘキモ
ノトス

第二條 前條ニ依ル夜間ノ休業ハ少クトモ十一時間タルコトヲ要ス而シテ其ノ
十一時間ハ午前十時ヨリ翌日午前五時ニ至ル迄ノ時間ヲ包含スルモノトス
夜間ニ於ケル女工ノ勞働ニ關シ現ニ規定ナキ國ニ於テハ經過上今後三ケ年ヲ限
リ前項十一時間ノ繼續シタル休業ヲ十時間ニ減スルコトヲ得

第三條 左ノ場合ニ於テハ夜間勞働ノ禁止ヲ解除スルコトヲ得

一 不可抗力ニ依リ全ク豫知スルコト能ハサル場合及不時ニ襲來シタル障害ヲ

生シタル場合

二 短時間ノ中ニ變質スヘキ原料ヲ取扱フ場合

第四條 季節ノ關係上己ムヲ得サルモノアルトキ及他ノ一般工業ニ比シテ持
殊ノ事情アル工業ノ休業時間ハ年ニ六十日ヲ限り之ヲ十時間ニ減縮スルコトヲ
得

第五條 締盟各國ハ此國際條約ノ實施ヲ保障センカ爲ニ必要ナル行政上ノ手段
ヲ執ルヘキコトヲ要ス締盟國政府ハ在外公使ノ手ヲ經テ相互ニ此條約ノ實施ニ
關スル法令並ニ其ノ適用ノ報告ヲ通信スルモノトス

第六條 此國際條約ハ本國政府カ其ノ殖民地領地又ハ保護國ニ關シ特ニ此瑞西
聯合會議ニ通知セル場合ニ於テハ之ヲ適用セサルモノトス

本國政府カ其ノ殖民地領地保護國ニ本條約實施ノ場合ト雖モ土人ノ勞働ニシテ管理不可能ナルモノニ對シテハ之レヲ適用セス

第七條 歐洲以外ノ諸國並ニ殖民地領地又ハ保護國ニ於テ氣候又ハ土着住民ノ状態ニ依リテハ晝間ニ休息ヲ與フヘキ條件ヲ以テ夜間ノ休業時間ヲ短縮スルコトヲ得ヘシ

第八條 此決議ハ批准セラレ而シテ其ノ批准書ハ遅クトモ一千九百〇八年十二月三十一日迄ニ瑞西聯合會議ニ提出スルモノトス而シテ口頭辯論ノ覺書ハ其ノ場ニ於テ認メラレ寫本ハ各公使ノ手ヲ經テ締盟諸國ニ送附スルモノトス
下記ノモノ、本條約實施期限ハ特ニ二ケ年以後ヨリ十ケ年迄ニ於テナスヘキモノトス

- 一 粗製砂糖大根製糖所
- 二 羊毛紡績及毛櫛削工場

三 鑛山業ニ於テ氣候ノ關係上少ナクトモ毎年四ヶ月間休業セサル可ラサルモ

第九條 非締盟國ニ於テ本盟約ニ加名セント欲スルモノハ瑞西聯合會議ニ其ノ替同ノ旨ヲ申出テ然ル後加入セラルルモノトス
本聯合會議ハ之ヲ他ノ締盟各國ニ通達スルモノナリ

第十條 本條約實施ノ爲ニ第八條ニ於テ豫メ規定セル期日ハ非締盟國並ニ殖民地領地又ハ保護國ニ於テハ其ノ贊同ノ日ヨリ始マルモノトス

第十一條 署名セル國家及後ヨリ加名セル國家殖民地領地又ハ保護國ト雖トモ此聯合會議ノ調書終結ヨリ二ケ年ノ期日未滿前ニ於テ本條約廢止ノ旨ヲ申出ルコトヲ得ス

本條約ハ是ヨリ以後ニ於テ解約スルコトヲ得ヘシ
此條約廢止ハ加入政府カ瑞西聯合會議ニ公文ヲ以テ之レヲ通告セシヨリ一ケ年

以後ニ於テ其ノ效力ヲ生スルモノトヌ又殖民地領地保護國ニ關シテハ其ノ本國政府ヨリ此聯合會議ニ通知シ聯合會議ハ直チニ之ヲ他ノ締盟各國ノ政府ニ通知スルモノトス

其ノ廢止ハ之ヲ布告セシ國、殖民地、領地、保護國ニ於テノミ其效力ヲ有スルモノトス

贊同國名左ノ如シ

- 獨逸 埃太利 匈牙利 白耳義 丁抹
- 西班牙 佛蘭西 伊太利 和蘭
- 葡萄牙 瑞典 西

各國工場法要義終

明治四十四年八月十一日印刷
明治四十四年八月十五日發行

著作
所有

著者 田邊好一

發行者 大倉廣三郎

印刷者 中野鏝太郎

東京市京橋區南橫町十八番地
東京市芝區愛宕町三丁目二番地
東洋印刷株式會社代表者

發行所 廣文書店

東京市京橋區南橫町十八番地

振替貯金東京四六八四番
電話京橋二四六三番

金 錢 ● 物 件 ● 土 地 ● 建 物
債 權 者 の 顧 問

附 訴 訟 手 續 強 制 執 行 仲 裁 手 續 公 示 催 告

増 訂 改 版

世に金錢又は諸貸借を始め其他の權利讓渡に關し道義を無規し法網を潜る好物あり債權者の危險實に甚だし本書は法律上又は政略上より債權者が知得すべき事項を説き併せて是が權利を安全に且つ實行し得る方法を明かにし加ふるに諸多の關係法律及び實例を擧げ一讀忽ち疑義を解し權利の主張を遺憾ならしむるやう懇切丁寧な説明せらる。

株式會社 二十銀行顧問 法學士 竹村利三郎君閱 正價金五十錢 送料金八錢

三 十 二 版

目 次

第一編、信用貸金▲第二編、抵當物を取つて金を貸したる場合▲第三編、變則の抵當▲第四編、質物を取つて金を貸す場合▲第五編、賃金を取つて物を貸す場合▲第六編、永小作權▲第七編、留置權▲第八編、藝娼妓酌婦に對する債權▲第九編、借金を常業とする好物の所行▲第十編、債權と時効との關係▲第十一編、債權者の一般に心得べき諸法規▲第十二編、商業上の債權▲附錄第一編、訴訟手續の大要▲第二編、執行、公示催告仲裁手續の大要其他關係法律は洩なく網羅せり。

衆議院議員 上埜安太郎君閱

改 賣 藥 稅 法 詳 解

洋 裝 金 參 拾 錢
 全 一 冊 送 料 四 錢

往々賣藥業者が法網を潜る奸商の不良藥品を仕入之がため不慮の損害を招くの例少なからず且製造者が成規不知の爲或は發賣禁止の如き不幸を招く事あり然れば本書を座右にして其必要なる事故を平生に注意せざる可からず且關係せる諸法規をも加ふ。

法 學 士 三 島 太 郎 君 閱

改 煙 草 賣 捌 規 則 正 解

洋 裝 金 貳 拾 錢
 全 一 冊 送 料 四 錢

官營の煙草を販賣するものは本書一本を座右にせられ、内容は專賣法煙草賣捌規則其他關係せる法律を細大洩なく網羅し一々丁寧なる説明を加へられたるものなり。

菊池量平君著

實業家の顧問

本書は實業家の財政顧問である、法律顧問である、商業政策及商業道德の論説者である而かも實際を旨とし徳義上政略上より實業家の顧問として耻じざるものであることを確信する所也。最良の顧問の力を借らざるは現代の實業家には無かるべし而かもこの顧問は僅少の價格にて終生自由に使用し得らるゝのであることは忘るべからず

洋装全一冊
正價金五拾錢
送料八錢

公證人

山田久僑君著

公正證書作成詳解

洋装全一冊
正價參拾錢

頗美本
送料六錢

一字の書き違ひて證書の無効になるの例は世間に少なくない又故意に間違つた證書を書くものもあるから證書授領には注意せんと取り返しの附かん事になる。山田久僑君は永らく判事をして居られ今は公證人として盛名噴々たる人である。その人が證書作成方法を丁寧綿密に記述せられたものなれば悪るからう答がない、債権者にしる債務者にしる一戸主たる人は是非必要な本である。

法學士 近藤雋逸君著

親族間の法律顧問

洋装 金五拾錢 送料金八錢

- 〔略概次目書本〕—
- 家族間の行為能力及保護……………
 - 親族間の犯罪と刑罰……………
 - 戸主と家族の權利義務……………
 - 婚姻離婚手續：親子間關係……………
 - 親族會—後見手續—扶養義務……………
 - 家督相續の種類……………
 - 遺財相續遺言種類—財産分離……………
 - 遺言の効力執行取消—遺留分……………
 - 戸籍手續：諸届書式—其他關係法……………

家庭に於ける法律顧問

鵜飼天淵君著

民法相續稅法詳解

洋装全一冊 金貳拾五錢 送料金六錢

本書の特色とする所は、本稅法に民法を對照して國法上、相續の性質を明にし、並に之に附隨したる關係法條に溯り、明晰なる著者の頭腦により、一條毎に平易緻密なる説明を與へ、加るに幾多の疑問を假設して、親しく之に詳解を試むる等有らゆる方法を盡して完美を期せるものなり。

東京府農工銀行支配人 中山佐市君著

銀行解説

菊版全一冊
金壹圓貳拾錢
送料金八錢

本書は中山佐市君が銀行業者銀行員及び銀行を利用せんとする實業家に對し説かれたるものなり

- 銀行の業務：銀行の組織、資金の運用、預金の性質と吸収、割引の性質、手形の機能、割引と當座預金、貸付、附隨業務、銀行の職責と利益
- 銀行の種類：銀行の定義、銀行の資本金、積立金、基金：銀行の株主、株式金額、當座預金（當座預金の發生：利子）、小切手制度、小切手の機能、支拂）
- 手形交換所：預金制度の效益、小切手の種類
- 支拂準備金：準備金制度、合同救済策
- 手形割引：（割引の便益、與信所割引歩合）
- 貸付：（貸付の擔保品、保證貸付と割引の比較、諸種貸付の比較）
- 兌換券：（性質、効用、政府の保護）

法學士 小森七郎君著

實業顧問 資産増殖の要領

洋裝全一冊
送料金六錢

法學士 近藤雋逸君著

取引者の顧問

有價證券 ● 諸種契約 ● 土地建物 ● 貸借賣買 ● 諸税法

金五拾錢 送料金八錢

- ◎ 目次概略 ◎
 - ◎ 金の盛力
 - 資産と運命：名譽と信用
 - 富の本源
 - 富を得べき資格：誠實、獨立不撓：貯蓄心の養成
 - 學問と實際
 - 内外商人の差點：學識及實際上の要素
 - 民法中の必讀すべき條項
 - 時効：占有：所有權：地上權：永小作權：地役權：留置權：先取特權：質權：抵押
 - 富と社友
 - 社交の利益：適當なる手段
 - 商人と廣告
 - 廣告の方法：實功を奏すべき條件
 - ◎ 商法中必讀すべき條項
 - 商人及商行爲：商事債權：買入：匿名組合：仲立：問屋：運送業：保險：寄託：商號：海商：會社：登記：帳簿
 - ◎ 富と社友
 - 社交の利益：適當なる手段
 - 商人と廣告
 - 廣告の方法：實功を奏すべき條件

世間未だ總ての取引に關し實用を旨とせし著書あるを聞かず本書は取引上必要なる諸他の法令を引證し之に註釋を加へ一而幾多の實例を掲て應用に便ならしむ。有價證券土地建物其他金錢物件の貸借賣買等一切の取引を敏活に安全の方法を講せんと欲せば宜しく本書を座右に供し以て其顧問となすべし

鑛業家業出願者の最良顧問

註解 鑛業法規大全 洋装 全一冊 金壹圓八拾錢
附韓國鑛業法 樺太鑛業令 改正臺灣鑛業規則 途料 八錢

鑛業書に未だ完成せるもの又改正を加へたるもの大抵はなし本書即ち鑛業に關し必要なる諸法、之が施行細則且關係せる諸法を叮嚀に懇切に解説したれば鑛業者は勿論監督の任に當る人、其他之に關係する者は一讀し手續を誤らざる様注意して可なり。

鵜飼久吉君著

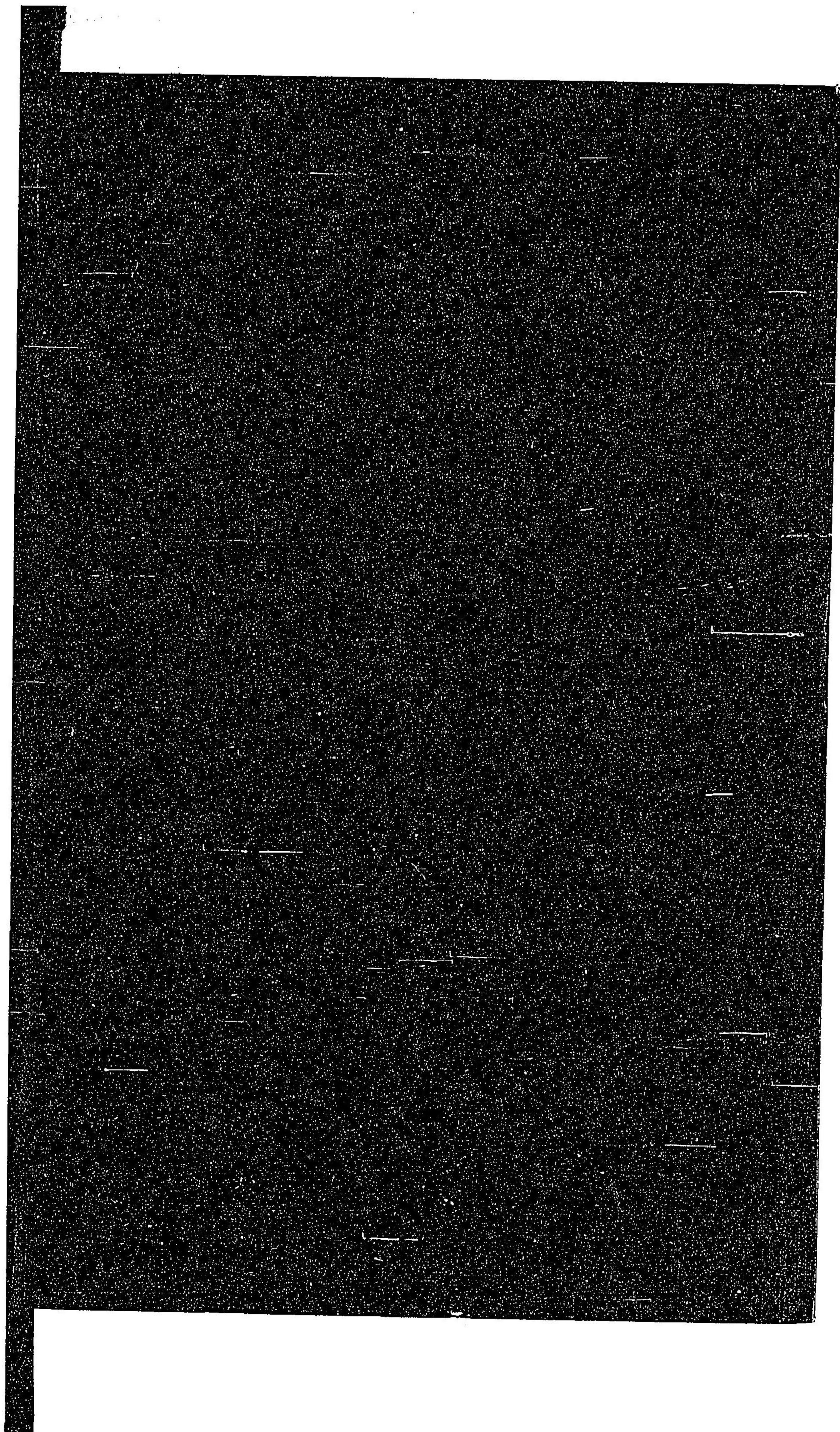
本書は鑛業に關する一切の法律を細大洩なく其種類を多方面より採萃し鑛業法砂鑛法登録令及各施行細則抵當登記警察鑛物分析鑑定及臺灣韓國の鑛業法をも添へたれば鑛業法の書籍としては最も完全にして袖珍なれば携帶に便なり、されば本書を参考とせば施業上に尠少の遺憾なし。

袖珍鑛業法全書 總皮美本 全一冊 送料 壹圓八錢

鑛山監督署員鑛山技師の必携書

68

575



037562-000-2

68-575

工場法要義 (各国参照)

田辺 好一 / 著

M44

.BBU-0177

